

ラオス王国鉱業関係法

海外技術協力事業団



國際協力事業団		
受入 月日	84. 3. 22	112
登録No.	01487	66
		KE

## 鉱業規則の制定に関する国王令第42号

(1959年1月26日付)

ラオス国王は、内閣総理大臣および計画大臣の提案に基づき、閣議の協賛を得て、鉱業規則の制定に関する国王令を次の通り定める。

### 関連法規：

- 1949年2月14日付、1952年3月22日付、1956年9月29日付および1957年8月30日付をもつてそれぞれ改正された1947年5月11日付ラオス王国憲法。
- 閣議の再編成に関する1952年4月2日付国王令第100号。
- 政府関係の任命に関する1958年8月18日付国王令第208号。
- 立法権および規則の制定に関する1949年3月8日付憲法付属法第39号。
- 国有地に関する1953年3月17日法律第133号。
- 土地保有制に関する1958年5月23日付国王令第135号。
- 鉱業規則の緊急公布に関して1958年12月8日の国民議会のBureau Permanent においてなされた合意について国民議会議長より内閣総理大臣に発信された1959年1月9日付書翰、第11/AN-A1号。

第 1 条 鉱床は私国有地 (Domaine National Privé) に属するものとする。

第 2 条 鉱物性物質の自然埋蔵区域に係る試掘および採掘は政府の認可を得たその監督のもとでなければ行なりことはできない。

第 3 条 外国人に対する試掘または採掘の認可は、当該外国人の属する国およびラオス王国との間に相互的合意が存在する場合にのみ賦与することができる。

第 4 条 試掘または採掘に関するすべての認可は、当該申請者に対して、賦与された権利に対応する活動を有効に果すべき義務並びに国庫収入として規定された租税、公課、賦課金を所定期限内に納入すべき義務を課するものとする。これら義務に違反した場合、認可は取消されるものとする。

第 5 条 国王令によつて下記事項が定められる。

- 鉱物性物質の分類
- 鉱物性物質の自然埋蔵区域に係る試掘権および採掘権の賦与条件
- 鉱業権の賦与に伴つて生ずる義務の監督手続き。
- 本法に関連するその他一般適用条件

第 6 条 国は、直接に、またはその他すべての方法で、鉱区のすべての試掘または採掘を行なうことができる。

第 7 条 鉱業に関する法律および規則に対する違反は、1ヶ月乃至6ヶ月以内の禁錮および10,000乃至300,000 Kips の罰金、またはこれらのうちいずれかを課すものとする。但し、いずれの場合においても、損害を受けた第三者または財務省により、国庫に滞納された租税または賦課金として、また国有地に加えられた損害として、違反者に対し損害賠償の請求が行なわれるものとする。

第 8 条 本国王令は、国民議会の批准を経た後、法律として施行される。

第 9 条 内閣総理大臣、計画大臣、公共事業大臣、内務大臣兼内閣副議長、財務、経済大臣、司法大臣は、それぞれの所管事項に関して本国王令の施行について責任を負うものとする。

於 Luang -Pranang 王宮 1959年1月26日

署名： ラオス国王 Sisanang Vong

以下連署：

内閣総理大臣

計画大臣

公共事業大臣

内務大臣兼内閣副議長

財務・経済大臣

司法大臣

政務次官

査 証： 財務監理局1959年1月14日付

第130号

# 鉱業規則の施行に関する国王令第161号

(1959年5月25日付)

ラオス国王は、計画大臣の提案に基づき、閣議(1959年4月23日付閣議)の協賛を得て、以下により鉱業規則の施行に関する国王令を定める。

関連法規：

- ラオス王国憲法
- 閣議の再編成に関する1952年4月2日付国王令第100号
- 王国政府閣僚の任命に関する1959年1月24日付国王令第36号
- 計画委員会の組織および中央鉱山局の設置に関する1956年6月7日付国王令第140号  
および1956年9月14日付政令第253/PC号並びにこの政令の改正に関する1958年12月23日付政令第422/PC号
- 国有地に関する1933年3月17日付法律第133号
- 国有地に対する公共管理規則に関する1953年8月11日付国王令第238-45/CR号
- 土地保有制に対する立法に関する1958年5月23日付法律第135号
- ラオス王国の森林保有制を制定せる1951年3月3日付法律第89号および1954年4月1日付法律第177号
- 鉱業規則に関する1959年1月26日付国王令第42号。

## 第I部 鉱物性物質

### 第1条 -

- a) 鉱物性物質の自然の埋蔵区域は、法律上、これらを鉱区および採石区に分類するものとする。
- b) 硝酸塩、塩および磷酸塩を除き、工事用および肥料用材料物質、並びにすべての類似物質の埋蔵区域は、これを採石区と看做す。同じく、泥炭坑についてもこれを採石区に分類する。
- c) 採石区に分類されないすべての鉱物性物質の埋蔵区域は、これを鉱区と看做す。
- d) 鉱区に以下に掲げるものを含む。
  - 泥炭を除き、その形状の如何に拘らぬすべての団体、液体または気体状鉱物性燃料
  - 直接または間接に金属生産用として供されるすべての鉱床および金属塩、磷酸塩、硫黄並びに類似物質

JICA LIBRARY



1058661[C]

- e) 前項に掲げられたリストは例示的なものであつて、これに限定されるものではない。これら物質の分類について疑義を生ずる場合には、鉱山管理を所管する計画大臣の提案に基づいて閣議において当該分類について裁定を行なうものとする。

## 第 2 条

- a) 採石区は土地所有権から分離されないものと看做し、当該土地の所有権に含まれる条件に従うものとする。
- b) 鉱区は、それまでの全ての関連法規を無効ならしめ且つそれらに代る 1959 年 1 月 26 日付国王令第 42 号および本国王令の定める規則に従うものとする。

## 第 II 部 鉱 業 権

### 第 I 章 総 則

## 第 3 条 -

- a) 鉱業権には以下のものが含まれる。
- 試掘許可
  - 採掘許可
  - 営業特許
- b) 前項の鉱業権は、鉱業権取得に関する個人的認可に基づいてのみ取得し得るものとする。
- c) 試掘許可および採掘許可は、一時的且つ個人的のものとする。
- d) 営業特許は、土地所有権から独立した不動産権を構成するものとする。
- e) 各鉱業権の設定は本国王令によつて規定され、省令に基く計画大臣の認可がなければ、また特に営業特許権については政令による計画大臣の認可がなければ設定することはできない。

### 第 II 章 鉱物資源の取得に関する個人的認可

## 第 4 条 -

- a) 如何なる個人または法人も、若し当該個人または法人が鉱業権取得に関する個人的認可を受けるのに正当な資格がなければ、如何なる鉱物資源も取得することはできない。個人的認可は、中央鉱山局による照会および提案の後、計画大臣の省令をもつて交付される。若し中央鉱山局が申請の棄却を決定したときには、当該鉱山局の提案は閣議に上提され閣議の意見によつて決定される。閣議において当該鉱山局の提案と異なる決定がなければ、申請者に対して棄却の旨が通知され、再申は認められない。
- b) 個人的認可は、ラオス国籍を有する個人または法人、若しくはその属する国とラオス王

国との間に相互的権利を含む合意が存在している外国籍の個人または法人に対してのみ  
賦与される。

c) 個人的認可の申請は、ラオス王国領土内にその定まつた住所を有する個人または法人に  
対してのみ許可される。

#### 第 5 条

a) 個人的認可の申請は王国領土内のすべての地域について有効に行なうことができ、また、  
特別認可の対象となる液体状、気体状炭化水素、タールまたはアスファルト、タール性頁  
岩および砂岩並びにその他すべての特に留保された鉱物性物質を除くすべての物質につい  
て有効に行なうことができる（第 4 2 条参照）。

b) 個人的認可の有効期間は当該認可の交付された日から起算して 5 年間とする。この認可  
は、最初の認可の際と同一条件での申請によつて更新することができる。

第 6 条 認可申請は Vientiane の中央鉱山局に提出するものとする。申請書類の記載様式  
および添付資料については計画大臣の省令をもつてこれを定める。

### 第三章 試掘許可

第 7 条 試掘許可は鉱業権取得に関する個人的認可を得るのに正当の資格を有するすべての  
個人または法人に与えることができる。試掘許可は、各種鉱物のうちの一種類または数種類  
若しくは全部を対象として設定することができる。但し、国土領域の全部または一部における  
或る種の鉱物の試掘については政令をもつてこれを留保するものとする。

#### 第 8 条

a) 試掘許可は試掘権者に対して、その方向が正しく東西および南北方向に走る一辺の長さ  
最大限 3 km 以下の線によつて区切られた正方形の区域内において、当該許可書に列挙され  
た鉱物の試掘独占権を賦与するものである。同一種類の鉱物の試掘に関する限り、既に賦  
与された試掘区域の一部または全部に重なる如何なる試掘区域も設定することはできない。

b) 試掘許可申請の目的となる区域は、如何なるときにおいても当該区域の境界線を明確な  
らしめるよう、地面上の顕著且つ不変の一点を起点として正確に設定されなければならない。  
い。

c) 試掘許可区域は、単一地方 (Province) の領域内に必ず位置するものでなければなら  
ない。二以上の地方にまたがる場合には、関係する各 Chaokhouèng の各々に許可申請を  
行なわなければならない。

## 第 9 条

- a) 試掘許可申請は、試掘許可区域が位置する地方の Chaokhouèng の事務所に対して申請者によつて自ら出願されるものとする。
- b) Chaokhouèng の事務所に対する許可申請の出願日付は、紛争を生じた際、当該申請出願の優位性を立証するものである。
- c) 申請書類は、登録および Chaokhouèng 事務所による受理証交付の後、Chaokhouèng の事務所によつて中央鉱山局に送付される。中央鉱山局は、すべての有効な確認手続を行なった後、試掘許可書を Chaokhouèng の事務所へ送付し、当該事務所はこれを申請者に交付するものとする。
- d) 申請書類、許可書および Chaokhouèng の事務所および中央鉱山局によるこれら書類の登録等の作成様式は政令をもつてこれを定める。

## 第 10 条 -

- a) 試掘許可は、中央鉱山局による許可書の交付日付から起算して3年間有効とする。この許可は、下記各号に限定的に列挙される三通りの場合にのみ更新することができる。
  1. 試掘許可の有効期間中に、試掘許可が本国王令に規定する条件において採掘許可申請を目的とするに到る場合には、当該申請について裁定が行なわれる時点まで試掘許可は自動的に延長される。
  2. 試掘権者が、3年間の有効期間中に採掘可能鉱床を発見することができず、しかも中央鉱山局によつて適当と判断された試掘作業を定期的に実施していた場合には、試掘許可は次の3年を第2期として更新することができる。
  3. 既に実施された作業の許可期限更新手続をとり、試掘作業未了と推定される隣接地域に対して試掘を拡大実施する重要性が考慮される場合もあり得るものとする。
- b) 前項の有効期限の更新は最初の申請の際と同一の条件および形式に従うものとする。更新の申請は許可期限満了日の少くとも3ヶ月前までに提出しなければならない。

## 第 11 条

- a) 試掘権者は、毎年おそくとも3月31日までに、許可区域において自己により実施された試掘作業の性質および作業規模を確認し、その報告書を中央鉱山局に直接提出しなければならない。
- b) 試掘作業の未着手または不完全な実施が中央鉱山局によつて確認された場合には、当該鉱山局の報告に基く計画大臣の省令をもつて、試掘権者の試掘権を取消することができる。



## 第 12 条

- a) 採掘可能の鉱床を発見した試掘権者は、中央鉱山局にその旨を公告し、且つこれに関するすべての有用な情報を提供しなければならない。
- b) 前項の公告により、中央鉱山局による確認後、試掘権者に対し鉱区関与権が賦与されるものとする。関与権により、試掘権者に対して、若し当該試掘権者が採掘を行なうに足る技術的財務的能力を有するものであることを証明する場合には営業特許権が、然らざる場合には、爾後の特許権者との間に補償金または持分について交渉する権利が賦与されるものとする。

## 第 13 条

- a) 試掘許可は個人的性格のものとし、計画大臣の省令による特別の合意がなければ譲渡不能とする。但し、鉱床発見の公告が中央鉱山局によつて有効に登録された場合には、これに伴う鉱区関与権は当該関与権者の後継者に譲渡できるものとする。
- b) 関与権は試掘許可の有効期間中維持され、また、採掘許可によつて延長することができる。

## 第 14 条

- a) 試掘権者は、自己の責任において且つその旨を中央鉱山局に通知することにより、すべての法的形式の組合を結成して他の個人または法人と共同で試掘作業の実現を計ることができる。
- b) 但し、前項の組合の結成は、中央鉱山局の照会および提案に基く計画大臣の事前の承認を得なければならない。

第 15 条 試掘許可期限が切れまたは失効した試掘権者は、当該期限の満了または失効の日から起算して4ヶ月後でなければ、同一鉱区について新たな許可申請を出願することはできない。

## 第 16 条

- a) 私用地または法律上の占有権の目的となつている土地については、当該土地に建物がな  
い場合には、これら土地所有者および占有者は試掘作業の実施に反対することはできない。  
但し、これら土地所有者または占有者に対しては試掘作業に伴う損害または耕作物の減収  
に対する正当な補償を支払わなければならない。
- b) 友好的合意に達しなかつた場合には、これら補償金の額は専門家の鑑定に基いて所轄民  
事裁判所によつて決定されるものとし、裁判費用は試掘権者の負担とする。

## 第 17 条

- a) 如何なる試掘作業も、若し当該試掘作業に伴つて建物または公共道路に損害を生ずる恐れのあるときは、建物または公共道路に近接した土地において試掘作業を行なうことはできない。
- b) 前項の諸施設に生じたすべての損害は、所轄裁判所における損害賠償の請求を伴うものとする。

## 第Ⅳ章 採掘許可

第 18 条 すべての試掘許可は、許可期限が満了とならない限り、同一鉱区および同一鉱物に関する採掘許可取得権を伴うものとする。採掘許可は、試掘権者に採掘権を賦与するとともに、試掘を継続し且つ政令付則の特許明細書 (Cahier de Charges) の記載条件に従つて、中央鉱山局に公告された探査済鉱床の採掘を行なうよう義務づけるものとする。

第 19 条 採掘許可申請は政令で規定される形式に基いて中央鉱山局に出願するものとする。採掘許可は、試掘許可書に指示されている鉱物および鉱区についてのみ賦与され、またその場合、当該試掘権者は採掘を行なうのに必要な技術的手段および能力並びに財務的能力を有するものであることを証明しなければならない。

第 20 条 採掘権者は、毎年 3 月 31 日までに、中央鉱山局に対して、試掘および採掘のために実施した作業の性質および作業規模並びに採掘し販売した鉱物の屯数および価額を明らかにした報告書を提出しなければならない。

## 第 21 条

- a) 1 年間に及ぶ作業の中断または試掘および採掘作業の不完全な実施が中央鉱山局によつて確認された場合には、中央鉱山局の報告に基く計画大臣の省令をもつて当該採掘許可を取消することができる。
- b) 但し、隣接する多数の鉱区が存在する場合、これら鉱区の一つまたは多数において実施された作業が、まだ試掘または採掘が実施されなかつたか或は不完全な作業が実施された鉱区に対する採掘権者の権利の持続を決定づけるため考慮される場合があるものとする。

## 第 22 条

- a) 採掘許可の取消しが決定された場合、計画大臣の省令をもつて、中央鉱山局により、当該採掘許可権の入札公募が命ぜられるものとする。
- b) 前項の入札には、鉱業権取得許可の有資格者でなければ参加できない。
- c) 発生した費用および罰金の金額は入札金額より先取徴収される。残高は、実施された作

業に対する補償金として、失格した採掘権者またはその権利の継承者に引渡される。

#### 第 23 条

a) 採掘許可は、第 21 条 a) 項に規定される失効の場合を除き、中央鉱山局による許可交付の日から起算して 10 年間を有効期限とする。

採掘許可は更新することはできないが、営業特許の申請権を含むものである。併しなから、10 年間の期限満了の際、鉱床の鉱物含有度が営業特許権の賦与を妥当づけるのにまだ不十分であることが明らかにされた場合、採掘許可は更に 5 年間有効期間を延長することができる。いずれの場合においても、実施された作業の結果、許可書に規定された鉱物の埋蔵量が充分であることが明らかにされ、且つその事実が中央鉱山局によつて正当に確認されなければ営業特許権は賦与されないものとする。

第 24 条 採掘許可は第三者に譲渡することができる。この場合、譲渡は省令に基く計画大臣の認可を得なければならない。

第 25 条 期限満了した、または失格した採掘権者は、満了日または失格日の満 4 ヶ月後にならなければ、同一鉱区における採掘許可について新たな申請を出願することはできない。

### 第 V 章 営業特許

#### 第 26 条

a) 営業特許は、鉱業権取得の個人的認可の有資格者であつて、自己に賦与された試掘許可または採掘許可に含まれる義務を自ら実施したか、または適法に承認された譲渡手段を通じて実施したすべての個人または法人に賦与することができる。

#### 第 27 条

a) 営業特許の申請は、準拠政令 (b 項) をもつて指定される資料を添付し中央鉱山局に出願されなければならない。またその他の資料に基いて、申請者は、法律的に、技術的に、財務的に、自ら当該営業を行なう能力がある旨の証明を行ない、また営業計画書を提出しなければならない。

b) 前項の申請は、政令で規定する様式に従つて、中央鉱山局によつて公告される。

第 28 条 営業特許が中央鉱山局の試掘用として特に留保されている鉱区または鉱物を対象とする場合には、国家に帰属する補償または持分の性質および額は計画大臣またはその代理人と申請者またはその代理人との間の事柄の合意に基いて定められるものとする。

第 29 条 営業特許鉱区は従前の試掘許可鉱区と一致していなければならないが、その面積は、900 ha 以内、100 ha 以上でなければならない。但し、同一の申請者は同時に数件の

営業特許申請を出願することができる。出願された鉱区の面積が900ha以内の場合、当該鉱区は四角形をなし、各辺の方向は正しく東西および南北方向に走り、且つ短い辺の長さは長辺の長さの $\frac{1}{4}$ 以下であつてはならない。

### 第 30 条

- a) 中央鉱山局による申請の公告は、Chaokhouèng 事務所に委託される公衆聴聞会を含むものとする。申請書は、3ヶ月間、営業特許所在地のKhouèng Muong およびTassèng 事務所に貼出されるものとする。この期間の満了とともに、Chaokhouèng 事務所は、その意見を付して、異議申立または反対意見等の聴聞結果を中央鉱山局に連絡するものとする。
- b) 計画大臣は聴聞の補足を命ずることができる。
- c) 申立てられた異議は、出願の許可または却下に関する計画大臣の提案審査の際、閣議によつて裁定されるものとする。

第 31 条 営業特許書により当該特許の細則が設定される。営業特許書は中央鉱山局に保管される鉱山特許特別帳簿に記帳されるものとする。この帳簿は、すべて閲覧希望者の閲覧に供されなければならない。営業特許権は特別不動産を構成し、また低当権の目的とすることができる。営業特許権は、営業特許書において当該鉱区に指定された鉱物資源の独占的開発権を特許権者に賦与するものとする。営業特許の有効期間は、特許権者による放棄の公告または失格の事実がなければ、無限とする。

### 第 32 条

- a) 特許権者は、自己に賦与された営業特許権について、何時でも放棄の公告をすることができる。この公告は、受理証と引換えに、中央鉱山局に出願するものとする。
- b) 前項の放棄の結果、放棄された鉱区における当該特許権者のすべての権利および義務は消滅する。放棄の公告がなされた会計年度におけるすべての公課は完全に納入されなければならない。
- c) 放棄された鉱区は、放棄の日から私国有地に復帰するものとする。

### 第 33 条

- a) 特許権者の失格は、中央鉱山局の聴聞および提案を経て計画大臣が行なり報告に基づいて、閣議で決定される政令をもつて公告されるものとする。この失格は、特許明細書に規定される事項の不実行、鉱床採掘の不実行または不完全な実施について行なわれる。如何なる場合にも、違反の事実は、執達吏によつて特許権者の指定する住所に猶予期限付き通告が

なされた後、中央鉱山局によつて確かな事実として公正証明されなければならない。猶予期間は6ヶ月間とし、この期間中に義務の履行が行なわれないときは当該営業特許の取消しが公告される。

#### 第34条

- a) 計画大臣は、失格した特許権者に対して、実施された作業結果および存在する設備の示談による譲渡を許可することも、若しくは、中央鉱山局長に対して、入札によるこれら設備および作業結果の価額の決定を命ずることもできる。
- b) 鉱業特許を取得するための所定の条件を満たす者でなければ、前項の入札には参加できない。
- c) その名目の如何を問わず、失格した特許権者によつて国庫に納付すべき金額の全額が売却額または入札額から先取聴収され、残高が失格した特許権者に引渡されるものとする。

### 第三部 土地所有者との関係

第35条 採掘権者または営業特許権者は、当該特許明細書および本規定の定める条件の範囲内で、その鉱区内の鉱床採掘に必要なすべての作業を実施することができる。

第36条 農村国有地においては、採掘権者または営業特許権者は、当該鉱区の地表または地中におけるすべての作業を行ない、如何なる種類の特別の賦課金も支払うことなく、建物取付道路その他すべての必要な施設を構築することができる。但し、公共施設保護のため政令によつて特に制限を設けられている場合を除く。

#### 第37条

- a) 所有権または適法の占有権の目的となつている地域においては、当該地域の譲渡または貸与を得た後でなければ、地表における施設、建物、道路その他を構築することはできない。これに対し、地中における作業については、土地所有者はこれを妨害することはできない。但し、土地所有者の建物またはその他設備に損害を生ずる場合には正当な補償金を支払わなければならない。
- b) 前項の点について両当事者間に示談による合意が成立しない場合には、両当事者の各々によつて指名される各1名の鑑定人および所轄の Chaokhouèng 事務所によつて指名される1名の鑑定人、計3名の鑑定人による報告に基づいて Chaokhouèng 事務所が当該地域の取条件、貸与条件または補償条件について仲裁々定を行なうものとする。仲裁々定の申請は両当事者のいずれか一方により計画大臣に対して行なわれるものとする。仲裁々定において合意成立しない場合は、所轄の裁判所に訴訟提起される。

### 第 38 条

- a) 採掘許可または営業特許の存在に拘らず、当該許可または特許の区域内における公共事業の実施および工事の用に供される採石区の開設および採石作業を妨げることはできない。但し、これら作業の結果、鉱区採掘のため構築された施設が使用不能となる場合には、当該採掘権者または営業特許権者に対して補償金を支払わなければならない。
- b) 前項の補償金は 2 名の鑑定人の報告に基づき財務大臣によつて決定されるものとし、これら鑑定人のうちの 1 名は鉱業権者により、他の 1 名は当該公共事業の建設所長によつて指名されるものとする。この決定に対する異議申立は総理大臣に対して行なわれるものとし、総理大臣は閣議に基いてこれを裁決するものとする。

第 39 条 採掘権者または営業特許権者は、採掘した鉱物または作業中伐採した材木を鉱床採掘の目的に供するため利用することができる。但し、採掘権者または営業特許権者は、作業中伐採される「高級」材木をその用に供しようとするときは、水道森野局にその旨を申請し許可を受けなければならない。

第 40 条 本規則第 1 条 c) 項および d) 項に規定するもの以外の地表上の物質で、土地所有者の土地または適法の占有権の目的となつている土地に存在するもの、または、法律上若しくは慣習上の利用権の目的となつている物質については、採掘権者または営業特許権者は、これら土地所有者または占有者若しくは利用権者との間の合意がなければ、これら物質を自己の用に供することはできない。

第 41 条 採掘権者または営業特許権者は、許可された地域の範圍外の国有地において、特別の補償金支払を要することなく、鉱床採掘作業に必要な取付道路、取水施設の建設その他すべての必要な工事を行なうことができる。但し、これらの工事は国有地管理局の事前の承認を得なければ行なうことはできない。若しこれらの工事を個人の所有地または個人からの借地若しくは適法の占有権の目的となつている土地に対して行なわなければならないときには、当該土地は買取りまたは補償金支払の目的になるものとする。

## 第 IV 章 留保される権利

### 第 I 章 留保 鉱 区

第 42 条 王国領土の一部または全部に対し、特定区域および特定鉱物について、国の排他的利益のために留保鉱区を設定することができる。

中央鉱山局の意見に基づき、計画大臣の省令をもつて、既に規則的に取得された権利を考慮しつつ、前段の留保の目的となる地理的範圍および鉱物について規定するものとする。これ

ら留保鉱区の廃止の場合にも同様の手続によつて行なうものとする。

## 第二章 国による参加

第 43 条 中央鉱山局は、計画大臣の提案に基く政令をもつて規定される鉱業権を国家目的のため行使する権能を有する。

第 44 条 国による鉱業権の行使は下記各号の形式において行なわれるものとする。

1) 試掘権者と共同して作業を行なう試掘組合の設置

2) 鉱区財取得の個人的認可を得た、または得ることのできる個人または法人と共同する、中央鉱山局が国の参加を有用と認める留保地域における試掘組合の設置。これら試掘組合は、試掘許可に伴う賦課金の支払いを免除される。これらの試掘作業に参加する国および個人または法人のそれぞれの権利は、これら試掘組合の結成を認可する政令をもつて定めるものとする。

3) 設立された、または設立される採掘会社に対する国の参加

第 45 条 国有採掘会社または国が参加する採掘会社は、鉱業権に関しては共通の法的制度に従う。

## 第三章 砂金採集

第 46 条 沖積金鉱床において伝統的な選別碗を用いて行なわれる砂金採集には本規則の規定は適用されないものとする。砂金採集には、場合により特別規則が適用されるものとする。

## 第V部 炭化水素に対する特別規定

### 第1章 総 則

第 47 条 液体状および気体状の炭化水素、タール、アスファルト、タール状頁岩および砂岩については、これらについて特別の規定がない限り、本国王令の規定が適用されるものとする。

第 48 条 炭化水素の試掘および採掘および採掘に関する鉱業権は次の権利からなる。

－ 試掘許可

－ 営業特許

前段の鉱業権は、炭化水素に関する鉱業権取得の特別認可を受け得る資格者でなければ取得できない。この特別認可は、中央鉱山局の照会および提案に基く計画大臣の省令をもつて交付されるものとする。

### 第二章 炭化水素に関する試掘許可

第 49 条 計画大臣の省令をもつて賦与される試掘許可により、試掘権者は、同省令により規

定される面積および制限の地域において炭化水素試掘の独占権を賦与されるものとし、その有効期間は5年間とする。許可有効期限は最初の許可と同一条件で更新することができる。但し、各更新毎に試掘地域の面積は半分になるものとする。試掘権者は、省令に付属する許可明細書の細則に従わなければならない。

第50条 炭化水素試掘許可の申請者は、当該試掘を効果的に継続すべき自己の法律的、技術的および財務的能力を証明しなければならない。また、申請者は、中央鉱山局に対して試掘の技術的、財務的実施計画書を提出すべきものとし、これら計画書は承認を受けた後当該試掘に係る許可明細書の付属文書となる。

第51条 試掘権者は、毎年3月31日までに、中央鉱山局に対して、承認された実施計画の遂行状況を明らかにする報告書を提出しなければならない。許可明細書に付属する実施計画書は中央鉱山局による合意がなければ変更することはできない。

第52条

a) 試掘計画の実施は中央鉱山局の恒久的監督下におかれるものとし、中央鉱山局はそのため常に作業現場を視察し、また有用なすべての技術的文書の連絡を受けるものとする。

b) 試掘作業のすべての中断または作業の不完全な実施は、執達吏による告知の後6ヶ月の猶予期間を経てなお当該作業が行なわれなかつた場合、計画大臣の省令をもって、補償金の支払いを要することなく、試掘権者を失格させることができる。この場合、実施された工事は国の所有となる。

第53条 すべての試掘権者は、当該試掘権者が採掘可能な鉱床を発見し、且つこれら鉱床の採掘を続けるための技術的、財務的能力および手段を有することを証明した場合には、これに反する規定がない限り、営業特許を受けることができる。この場合、採掘の実施計画書を中央鉱山局に提出し承認を得なければならない。営業特許は計画大臣の提案に基く政令をもって賦与される。当該政令は特許権者に対する特許明細書、採掘許可地域の面積および制限、面積鉱業税、並びに、従価鉱業税の額、すべての公課、持分或は国に帰属する配分金について定めるものとする。

第54条 営業特許の期間は14年間とし、更新することができる。

第55条 営業特許の期間中、特許権者は、採掘作業の維持について、特許明細書に規定された諸条項に従うものとする。毎年3月31日までに、特許権者は中央鉱山局に対して、採掘作業の実施状況、採掘量および販売量等を明らかにした報告書を提出しなければならない。特許権者は中央鉱山局の恒久的監督を受けるものとし、中央鉱山局は何時でも作業現場を自



由に視察できるものとする。作業の中断および中央鉱山局の許可書の条項等に関する不実行等が6ヶ月間継続しなお実行に到らぬ場合には、計画大臣の提案に基づく政令をもつて特許権者を失格することができる。

第56条 特許有効期限の満了、特許権者の失格または特許放棄の場合、当該特許状に別段の規定がない場合は、計画大臣は閣議の意見に基づいて定められる省令により、国に対する設備の帰属に関する様式並びに国に帰属しまたは第三者に入札に付され若しくは放棄される当該特許鉱区に適用すべき規則を定めるものとする。

## 第VI部 行政機関による作業の監督

### 第I章 監 理

第57条

a) 鉱区の作業は作業規則に従って行なわれなければならない。作業の技術的監理は作業所の所長によつて確保されるものとし、当該所長の氏名および専門職歴は採掘権者によつて中央鉱山局および当該採掘地の所存する Chaokhoueng 事務所に通知されなければならない。

b) 鉱区の試掘および採掘作業は行政機関の監督に従うものとする。作業現場の開設および閉鎖は中央鉱山局に告知されなければならない。

第58条 指定された期間中に作業の技術的監理単位が特許権者によつて確保されない場合には、計画大臣の省令によつて作業の一部または全部の中断を命ずることができる。

第59条 許可権者または特許権者は、中央鉱山局および Chaokhoueng によつて特に権限を与えられた行政機関のその他すべての職員に対して、接近することのできるすべての作業を視察するための手段を提供しなければならない。

第60条

a) 各試掘または採掘センターにおいては、計画大臣の省令をもつて定められる様式に従い、下記各号の事項が報告されなければならない。

1. 作業図面。また必要に応じ、同図面に重ねられる地域平面図。
2. 作業進捗簿。なおこの中には毎日の試掘および採掘に関するすべての重要な支出が記載されなければならない。
3. 作業に従事した労務者の作業監督日報。
4. 鉱物の採掘、販売および発送簿。

b) 中央鉱山局は、同一の試掘権者または営業特許権者に属する隣接する二つまたは多数の

センサーの帳簿類を統合することについて認可することができる。

c) Chaokhouèng 中央鉱山局、および Chaokhouèng によつて特に権限を与えられた行政機関のその他すべての職員は、視察の度にこれら図面および帳簿類の提示を求めることができる。

第 61 条 試掘権者または営業特許権者は、毎年 3 月 31 日までに、中央鉱山局に対して、前年度に作成された作業図面の写しおよび採掘した鉱物および使用した諸材料等の性質および分量並びに鉱区従業員等に関するすべての統計資料を提出するものとする。

第 62 条 規則で定められた図面等が作成されていなくかつた場合には、中央鉱山局は採掘権者の負担においてこれらを作成せしめることができる。

第 63 条 試掘権者および営業特許権者は、行政機関の地質技師が当該ボーリングに従つてコアを採取し地中の地質状況を確認することができるようにするため、深度 10 m 以上のボーリングを実施せんとする場合にはその旨を中央鉱山局に必ず通知しなければならない。

## 第二章 保安措置

第 64 条

- a) 鉱区またはその付属施設等に生じたすべての重大事故は当該鉱区の所存する Chaokhouèng および中央鉱山局に対して可及的速やかに通知されなければならない。
- b) すべての試掘権者および営業特許権者は、作業場所に十分な医薬品を常備し、また労働者に対するすべての救護措置および必要ある場合特別救護措置を命ずる現行労働規則に基づき、労働者に対する必要な救護手段を確保しておかななければならない。

第 65 条

- a) 試掘権者または営業特許権者は、その作業が公共の安全、労働者の保安衛生、当該鉱区および隣接鉱区の保全、水道・公共道路・河川航運・公共土地および地表の諸所有権等の保全に対してもたらす危険の原因を解消するため、Chaokhouèng または中央鉱山局によつて命ぜられる措置に従わなければならない。
- b) 緊急の場合または行政上の禁止命令に関係者が服従を拒否した場合には、採掘権者の負担において、中央鉱山局によつて自発的に必要な措置が執られるものとする。
- c) 危険が逼迫している場合、中央鉱山局の職員は直ちに当該危険を終息させるための措置をとることができ、また必要に応じて、地方官庁に対してそのためのすべての有効な措置を要請することができる。
- d) 現行の法律、規則に基づいて行政機関により命令された措置を適用した結果生ずるすべて

の損害に対して、試掘権者または営業特許権者は如何なる補償も支払われないものとする。

### 第三章 罰 則

第 66 条 本規則および本規則を適用するため執られる行政措置に違反して計画されるすべての試掘作業および採掘作業は、計画大臣の提案に基づき閣議において定められる政令をもつて禁止されるものとする。当該禁止には、鉱業規則に対する法律を適用することによつて予定される罰則を含むものとする。

### 第 VII 部 鉱 業 税 - 訴 訟

第 67 条 租税、固定鉱業税、面積鉱業税および従価鉱業税の徴収様式は法律をもつて定める。

第 68 条 営業特許または試掘許可に伴う契約に基づいて国庫のために特別賦課金を設定し、その徴収様式を定めることができる。

第 69 条 面積鉱業税または従価鉱業税の滞納に対して猶予期限 1 ヶ月の督促が 2 回行なわれ、その後 3 ヶ月を経てなお納入が行なわれなかつた場合には、計画大臣および財務大臣の共同提案に基づいて、閣議において定める政令をもつて、当該試掘権者および営業特許権者を失格させることができる。

第 70 条 鉱床の採掘は工業的性質の事業であるから、民事および商業上の裁判権に従うものとする。但し、特許明細書の条項の解釈については行政官庁の裁定に服するものとする。

第 71 条

a) 地上権に関し、または鉱床の採掘およびその直接的結果等に関して 2 つの鉱業会社間に紛争が生じた場合、両当事者は裁判所に訴訟を提起するに先立つて、当該紛争を必ず中央鉱山局の調停に委ねなければならない。

b) 国の行政機関と鉱業会社との間に生じた紛争は行政裁判所の管轄権に属する。

### 第 VIII 部 共 通 規 定

第 72 条

a) 本国王令の公布以前に取得された鉱業権はそのまま本国王令の規定に従うものとする。但し、試掘権者および営業特許権者は本国王令の規定に順応するため 6 ヶ月間の猶予期間を与えられるものとする。計画大臣は、営業特許権者からの申請に基づいて前記猶予期間中に従来適用されていた特許明細書の更新または変更を決定することができる。

b) 鉱業制度に関する従来すべての規定、特に 1912 年 1 月 26 日付政令、1951 年 1 月 19 日付法律第 83 号の適用による更新条項、並びに 1958 年 7 月 22 日付国王令第 183 号は廃止する。

第 73 条 内閣総理大臣、計画大臣、財務・経済大臣、内務大臣は、それぞれの所管事項に関して本国王令の施行について責任を負うものとする。

於 Luang-Pravang 王官 1959年5月25日

署名：ラオス国王 Sisavang Vong

以下連署：

内閣総理大臣

計画大臣

財務・経済大臣

内務大臣

政務次官

査 証： 財務監理局 1959年5月7日付

第 212 号。

炭化水素以外の全ての鉱物性物質の試掘許可の適用条項を定める政令第 274/PC 号

(1959年8月19日付)

内閣総理大臣は、計画大臣の提案に基づき、閣議（1959年8月6日閣議）の承認を得て、次の通り政令を定める。

関連法規：

- 閣議再編成に関する 1952年4月2日付国王令第 100 号
- 政府関係の任命に関する 1959年1月24日付国王令第 36 号。
- 計画委員会の編成および中央鉱山局の設置に関する 1956年6月7日付国王令第 140 号。
- 鉱業規則の制定に関する 1959年1月26日付国王令第 42 号。
- 鉱業規則の施行に関する 1959年5月25日付国王令第 161 号。

第 I 部

第 1 条 試掘許可は、当該鉱区が存在する地方の Chaokhouèng に出願される申請の優先順により取得される。この許可により、試掘権者に対して、1辺の長さが、3 km の正方形をなし各辺の方向が正しく東西および南北に走る鉱区における排他的試掘権が賦与される。

第 2 条 試掘許可は、当該許可が失効しない限り、鉱業規則で定められた条件において、採掘権および営業特許権を取得する権利を含むものとする。

第 3 条 許可により画定された正方形が従来から賦与されていた試掘許可、採掘許可または営業特許の区域と重複する場合には、当該試掘権者の権利は、従来の許可または特許がまだ有効である限り、これら許可または特許に含まれる地域と重複しない当該正方形の部分に暫定的に限定されるものとする。国庫の利益のため設定される留保鉱区についても同様とする。

第 4 条 試掘許可を取得するためには、法律をもつてその額を定める税金を納付しなければならない。

第 5 条 試掘許可申請は、申請者自ら、またはその正当の代理人により、申請書 2 部をもつて Chaokhouèng 事務所に出願されなければならない。郵便その他すべての伝達手段によつて送付された申請は受理することができない。試掘許可申請書には下記事項を記載するものとする。

- a) 申請者の氏名、資格、国籍および通常の住所。申請者が会社である場合には会社の名称および本社住所
- b) 試掘鉱区が存在する地方において申請者が選定する住所
- c) 鉱物資源取得認可の認可番号および日付
- d) 申請する鉱区を中心点の位置

第 6 条 各申請書には、それぞれ 2 部づつ下記資料を添付しなければならない。

- a) 試掘許可取得のため納付した税金の受領証
- b) 鉱区中心点の地理的位置を明らかにする地図の抜萃
- c) 鉱区地域において容易に確認できる顕著且つ不変の諸点を基準として標定された鉱区中心点の位置を明示し、且つ正しく北方方向を指す地図または略図

上記の地図または略図は申請者によつて署名されていなければならない。これら地図または略図の仕様は本政令の第 19 条、第 20 条および第 21 条に示す通りとする。

申請される各鉱区毎に、別々の申請書をもつて出願されなければならない。

第 7 条 Chaokhouèng は、申請書を出願順序に特別登録簿に登録するものとし、それに出願の日付および時刻を記載するものとする。

出願の順序は申請の優先順位を決定するものとする。このため、出願の日付および時刻は各申請書に記入される。Chaokhouèng は申請書に対し、出願の日付、時刻および申請書の登録順位の番号を記載した受取証を交付するものとする。

第 8 条 Chaokhouèng は以下の 2 通りの場合には登録を拒否しなければならない。

- 1) 鉱業権取得の個人的認可に照合の誤謬がある場合
- 2) 試掘許可交付のための税金の納入受領証が添付されていない場合

第 9 条 前条の場合を除くすべての場合、Chaokhouèng は申請書を登録し、これを中央鉱山局に送付しなければならない。

鉱区中心点の位置を示す地図の抜萃または略図が添付されていない場合、申請者に渡される受取証の裏面および中央鉱山局に送付される送付状の目録にその旨を記載するものとする。

如何なる場合にも、Chaokhouèng は技術的誤りを理由として申請書の登録を拒否することはできない。この点に関する裁定は中央鉱山局のみがこれを行なり権限を有する。

第 10 条 Chaokhouèng は、申請書の登録を終えた後、その一部を添付資料とともに中央鉱山局（計画委員会）に送付し、他の一部を当該 Chaokhouèng の記録保存所に保管するものとする。

第 11 条 中央鉱山局は、申請書類を受取つた後、これら書類を審査し、また書類の優先順序について確認を行なりものとする。

申請された鉱区がまだ権利の設定のない自由な土地である場合には、地図に転記し、中央登録簿に記載されるものとする。登録通知書は 2 部作成され、Chaokhouèng に送付される。

この通知書は試掘許可を意味するものとする。

Chaokhouèng は上記通知書の受理をその登録簿に記載し、通知書原本を申請者に交付するものとする。複本は Chaokhouèng の事務所に保管される申請書複本と一緒に分類される。

第 12 条 申請された鉱区が多数地方の土地に係る場合には、申請の出願が行なわれた地方に位置する鉱区部分についてのみ申請は有効なるものとする。

この場合の許可は、関係する Chaokhouèng の各々に対する個別的申請を要するものとし、これら申請の各々について、許可の全地域に対して予定される税金の納入を要するものとする。上記により納入された金額の一部減免は、当該許可に係る申請が 3 ヶ月以内の期間中に関連各地方に出願された場合を条件として、中央鉱山局を通して行なわれる要請に基いて土地管理局によつて認められるものとする。

第 13 条 試掘許可の受理後 1 ヶ月以内に、試掘権者は鉱区の正方形の中心点に標柱を樹てなければならない。これを怠つた場合、試掘権者は罰金を支払わなければならない。標柱の様子は本政令第 22 条および第 25 条に規定する通りとする。

標柱およびその記載文字は試掘許可の全有効期間を通じて良好な状態に維持されなければ

ならない。試掘権者は、Chaokhouèng または中央鉱山局長官によつて指名されたすべての職員に対して、現地において当該標柱の位置を示さなければならない。

第 14 条 試掘許可は、中央鉱山局により許可通知書の交付がなされた日から起算して3年間有効とする。

第 15 条 試掘権者がその権利の放棄を希望する場合には、Chaokhouèng に対してその旨の公告書を2部提出しなければならない。この放棄公告書は、特別登録簿の中で許可申請登録の上部にこのために留保されている個所に登録される。放棄公告書の受取証は申請者に交付される。放棄公告書の1部は中央鉱山局に送付され、他の1部は許可申請書類とともに Chaokhouèng の記録保存所に保存される。

第 16 条 試掘権者は、試掘作業の結果取得される鉱物を自由に処分することができる。

第 17 条 試掘権者は、毎年3月31日までに、許可された鉱区において試掘権者が行なつた試掘作業の性質および作業規模を確認し、その報告書を直接中央鉱山局に提出しなければならない。

第 18 条 試掘作業の不実行または不完全な実施が中央鉱山局によつて確認された場合には、中央鉱山局の報告に基く計画大臣の省令をもつて当該試掘権者を失格させることができる。

第 19 条 探掘可能鉱床の発見および結果等については、1959年5月25日付国王令第161号に基いて、探掘可能鉱床を発見した試掘権者は中央鉱山局に対してその旨の公告を行わなければならない。この目的のため、当該公告には、その発見の規模を証明するためのすべての図面および諸資料が添付されなければならない。

×

× ×

## 第Ⅱ部 付 属 資 料

第 20 条 試掘許可申請に添付され、試掘区域の正方形の中心点の地理的位置を示すべき地図の抜萃は、当該地域について最も正確且つ精密なものであつて市販されているラオス陸地測量部作成の地図からの抜萃でなければならない。

許可申請区域は正確な縮尺をもつて記さなければならない。中心点はインクをもつて+印を付し、凡例によつて容易に見出せるようにしておかなければならない。

地図がない場合には、試掘許可申請には、上記の諸条件を満す地図の一枚について注意深く作成された透き写しを添付することができる。透き写しには、少くとも経線および緯線を記入しておき、当該透き写しを地図に重ねることができるようにしておかなければならない。

中心点は前項に述べたように示されなければならない。凡例には、使用された地図名を記載するものとする。

第 21 条 試掘許可申請に添付される図面または略図は、申請する鉱区内にある顕著且つ不動で容易に発見できる諸点を基準として標定された鉱区中心点を正確に示すものでなければならない。このため、現地において角度および長さの正確な測量を行ない、これを縮尺 $\frac{1}{10000}$ で且つ等高線を付した略図に転写しなければならない。選定された諸点については、詳細な凡例をもつて、これらを明瞭に示すようにしなければならない。

第 22 条 試掘許可申請は、地図および略図等によつて、与えられた指示事項を補完しなければならない。このため、当該申請には、地図上に明示される良く知られた一点から出発して中心点標柱に到達するために辿るべき道順が記され、また標柱への到達を容易ならしめるようなすべての情報が含まれなければならない。

第 23 条 第 23 条 申請書に地図および略図が添付されない場合、Chaokhouèng の事務所に申請書の出願を行なつた日から起算して少くも 15 日以内に、これら資料を中央鉱山局に届けなければならない。これらの届出がなされなかつたときは当該申請は無効とする。

### 第Ⅲ部 標 柱

第 24 条 標柱は、樹木または壁、若しくは、一辺の長さが少くとも 0.20 m 以上ある角材を深さ最小限 0.50 m 地中に打込み且つ地上の高さが少くとも 1.50 m 以上ある固い木柱に強固に取り付けられた木製掲示板をもつて構成されるものとする。標柱は常に良好な状態に保たれなければならない。

第 25 条 標柱には、試掘権者の氏名、試掘許可の交付日付および標柱の設置された日付が明瞭な文字をもつてラオス語およびフランス語で 3 行に水平且つ消すことができないように記載されていなければならない。

×

× ×

### 第Ⅳ部 標柱の位置の検証

第 26 条 行政機関は標柱の位置を検証する権限を有するものとする。

標柱の位置が不明確または不規則であることが確認された場合には、試掘権者は罰金を課せられるものとする。

第 27 条 本政令に対するすべての違反は、中央鉱山局の要求に基づき、現行法律、規則に従つて訴追される。



×

× ×

## 第 V 部

第 28 条 本政令の施行以前に交付された試掘許可は、当該許可の日付に基く期間中依然有効なるものとする。

前項の許可は、1959年5月25日付国王令第161号および本政令に基く規則に従うべきものとし、これら試掘許可権者は6ヶ月以内にこの規則に順応するように措置しなければならない。若しこれに従わない場合には、1959年1月26日付国王令第42号において規定された罰則を適用されるものとする。

## 第 VI 部

第 29 条 計画大臣、財務・経済大臣および内務大臣は、それぞれの所管事項について本政令の施行について責任を負うものとする。

於 vientiane 1959年8月19日

署名： 内閣総理大臣 Phoui Sahanikone

### 営業特許権賦与のための適用条項を定める 政令第275/PC号

(1959年8月19日付)

内閣総理大臣は計画大臣の提案に基き、閣議(1959年8月6日閣議)の承認を得て、次の通り政令を定める。

関連法規：

- 閣議再編成に関する1952年4月2日付国王令第100号
- 政府閣僚の任命に関する1959年1月24日付国王令第36号
- 計画委員会の編成および中央鉱山局の設置に関する1956年6月7日付国王令第140号、および同国王令の改正に関する1958年12月23日付政令第422/PC号
- 鉱業税の額および取立方式を定める1957年9月30日付法律第57-26号
- 鉱業規則の制定に関する1959年1月26日付国王令第42号
- 鉱業規則の施行に関する1959年5月25日付国王令第161号。

第 1 条 鉱業に関する営業特許権は、試掘許可乃至採掘許可を与えられ鉱業権取得の個人的認可を賦与されているすべての個人または法人、若しくは当局の合意のもとにこれら権利の譲

渡を受けた旨を証明するすべての個人または法人に賦与することができる。

第 2 条 営業特許は、法律をもつてその額を定める税金を納付しなければ交付できない。営業特許の申請にはこの税を納付した受領証が添付されなければならない。

第 3 条 営業特許申請は、申請者自らまたはその正当の代理人により、中央鉱山局に出願されなければならない。郵便その他すべての伝達手段によつて送付された申請は受理することができない。申請書および付属資料は2部提出するものとする。

第 4 条 営業特許申請書には下記事項を記載するものとする。

- a) 申請者の氏名、資格、国籍および通常の住所。申請者が会社である場合には会社の名称および本社住所
- b) 申請される営業特許が位置する地方において申請者が選定する住所
- c) 鉱物資源取得認可の認可番号および日付
- d) 試掘許可のため中央鉱山局によつて交付された通知書の番号および日付
- e) 中央鉱山局に対してなされた採掘可能鉱床発見公告の諸参照事項

採掘許可に引続いて営業特許申請を行なう場合には、前記 c) および d) 号は採掘許可を賦与した省令の引用によつて置換えられるものとする。

- f) 場合により、原初試掘権者と交代した申請者の資格、名目
- g) 申請する営業特許の正確な限界

第 5 条 申請書には下記の資料を添付しなければならない。

- a) 営業特許取得のため納付した税金の受領証
- b) 申請地区における顕著且つ固定した諸点を基準として標定した長方形の鉱区を正確に示す、正しい北方方向の縮尺 1/10,000 の詳細図面
- c) 営業特許の事業目的を達成するに当り申請者が有する法律的、技術的および財務的能力の妥当性の証明
- d) 完全な採掘実施計画を示す技術的、財務的報告書。

上記各資料のうち、b)、c)、d) 各号の資料には申請者の署名を付さなければならない。

×

× ×

第 II 部

第 6 条 申請書は中央鉱山局の特別登録簿に中央鉱山局によつて登録され、すべての閲覧希

望者の閲覧に供されるものとする。

各申請に対し、中央鉱山局は出願の日付および登録順位の番号を記載した受取証を交付するものとする。

申請書は、当該申請書が本政令第1部第5条に規定される資料を添付していない場合を除き、その受理を拒否することはできない。

第7条 申請書類の教示費用、特にラオス陸地測量部の現行料金が適用される図面の検証費用等は申請者の負担とする。

第8条 申請の出願が行なわれた場合、中央鉱山局長官は直ちに下記作業を行なわなければならない。

a) 申請が所定の方式に則して行なわれているか否かの調査

b) 図面の検証および場合により当該図面の訂正

営業特許の申請が所定の形式に従っていないと認められた場合、また一定の猶予期間を与えられそれが経過してもなお所定の妥当性の証明が行なわれなかつた場合、或は本政令第5条b)号に掲げる図面の仕様に合致するために必要な修正をその図面に施すことを申請者が怠つた場合には、計画大臣は、中央鉱山局長官の意見に基づき、理由を付して当該申請の却下を宣告するものとする。

第9条 申請が所定の形式に従っていると認められる場合、中央鉱山局は当該申請を聴問にかけるよう命ずるものとする。

この目的のため、申請書は中央鉱山局長官および Chaokhouèng の要求に基づいて中央鉱山局および当該申請の目的とする地方の首都に掲示されるものとする。

以上のほか、申請書は抜萃して官報に掲載され、また聴問期間中、15日間の間隔を置いて3回 "Bulletin Lao-Presse" 紙に挿入されるものとする。

第10条 営業特許申請に対する反対意見は Chaokhouèng の事務所に提出されなければならない。当該事務所はこれら反対意見書の受領を通知するものとする。反対意見書には、有用と判断されるすべての立証事項が添付されなければならない。Chaokhouèng はこれら立証事項の信憑性を検証しなければならない。この検証に基づいて note を作成し、これを申請書類に添付するものとする。

第11条 聴問期間が過ぎた後、Chaokhouèng は自らの意見を添えて申請書類を中央鉱山局に返送するものとする。

若し反対意見が存在せず、また申請者の資格、名目に何等の不正等が見られなかつた場合

には、中央鉱山局の作成する報告を査閲し、且つ鉱工業委員会の同意を得て行なわれる計画大臣の提案に基づき、政令をもつて営業特許権を賦与するものとする。

第 12 条 営業特許証書には必ず特許明細書が添付されるものとし、特許権者は当該明細書の条項の遵守を証するためこれに署名しなければならない。

前項の特許明細書は、特許権者が遵守すべき採掘条件、並びに規則をもつて定められる税金以外の国庫のためのすべての臨時の賦課金および分配金について規定するものとする。

前項の明細書を添付する営業特許証書は登記法に準拠して登録されるものとする。

第 13 条 国庫の利益のための留保鉱区、申請書の試掘許可以外の従来からの試掘許可、採掘許可または営業特許等は、若し出願された営業特許に係る鉱区がこれらの鉱区と重複する場合には、これら鉱区の重複部分は強制的に削除されるものとする。

第 14 条 申請が反対意見の対象となつた場合には、計画大臣は、これに関して閣議が国王令第 161 号第 30 条の規定に基づいて裁定を下すときまで、当該申請についての決定を延期するものとする。

申請者の資格、名目に不正が認められ、申請者が与えられた猶予期間中に自己に要求された妥当性の立証を行なわなかつた場合には、計画大臣は理由を付して当該申請の却下を宣告するものとする。

第 15 条 特許申請の承認または却下の決定は申請者に通知され、また官報に掲載されるものとする。

営業特許が賦与された場合、適法に認証された申請書の添付図面の一部は特許権者に引渡されるものとし、他の一部は当該特許を賦与した政令に添付し中央鉱山局の記録保存所に保存されるものとする。

営業特許証書は中央鉱山局の鉱山特許特別登録簿に登録され、すべての閲覧希望者の閲覧に供される。

前項の証書は土地台帳に登録するため、遅滞なく土地不動産登記局に通知されるものとする。

第 17 条 営業特許が賦与されるとともに、当該特許に先立つて設定された試掘許可および採掘許可は当然消滅する。

営業特許の構成物件は、特許証書に指定された制限内においてすべての第三者に対して決定的に対抗できる。

まだ有効な他の営業特許または試掘許可に対する当該営業特許の有効性は、原初の試掘許

可が享ける優先順位によつて決定されるものとする。

適法に賦与された2件の営業特許の鉱区が相互に重複することが認められた場合には、その優先順位は試掘許可申請の出願の日付および時刻によつて決定するものとする。

第 18 条 営業特許が試掘許可または採掘許可の正常の期限満了日以後に賦与された場合、これら許可は営業特許申請に係る教示期間中その有効期限が適法に延長されたものと看做す。

×

× ×

### 第 III 部

第 19 条 如何なる営業特許も、その鉱区を画地にして売却したり、部分的に賃貸したり、また実質的に分配することはできない。

本条に反して行なわれたすべての部分的売却または賃貸若しくはすべての分配は、1959年5月25日付国王令第161号第33条に基づいて訴追され、営業特許権解除の目的となる。

第 20 条 特許権者は、以下の条件に従つて、その営業特許を全面的または部分的に放棄することができる。

- a) 特許権の放棄申請を中央鉱山局長官に提出する。申請書は当該特許権者によつて署名されるものとし、この署名の公正証明を行なう。
- b) 中央鉱山局によつて登録された後、当該申請書を土地不動産登記局に通知する。
- c) 部分的放棄の場合には、当該申請書に、削除さるべき地域部分を示す図面を添付する。営業特許のこの削除部分は、面積最少限100ha以上の長方形をなしていなければならない。

第 21 条 営業特許の放棄申請は、場合により特許申請に対して予定された形式に整えられた後、3ヶ月間の聴問に付されるものとする。

前項の聴問は、営業特許申請に対して本政令第II部において予定されていた聴問と同様のものとする。

反対意見が生じた場合、閣議の決定があるまで行政機関はその裁定を延期するものとする。

反対意見が表明されず、また聴問の開始時において、当該特許に関して如何なる優先権も抵当権も設定されていないか、または設定された債権者がその抵当権を撤回したことが確認された場合には、当該営業特許の放棄申請は受理されるものとする。

第 22 条 営業特許の解除または部分的放棄は政令をもつて許可される。

前項の政令は申請者に通告され、官報に公告され、また「Bulletin Lao-Pressé」に

挿入されるものとする。

またこの決定は、中央鉱山局の営業特許登録簿に登録され、更に登記のため土地不動産登記局に通知される。

第 23 条 権利の侵害を受けた第三者によるこの決定に対する提訴期限は3ヶ月間とする。

前項の期限が満了したか、または提訴が棄却されたとき、特許権放棄された鉱区は営業特許の目的となつていたすべての権利から解放されるものとする。

第 24 条 営業特許の解除を提案する代りに、計画大臣は当該解除を公開入札の目的とするよう決定することができる。入札は、本政令第Ⅳ部に規定する形式で官報に公告した後、中央鉱山局が定める時期に行なわれるものとする。応札者がなかつた場合、営業特許は廃棄されるものとする。

×

× ×

#### 第 Ⅳ 部

第 25 条 営業特許が公開入札の目的となる場合、すべての入札に先立ち、鉱区地域は地面に区画を印された画地に分割されるものとする。また、全体区画図面および各画地の各々の図面が作成されるものとする。

計画大臣は、各画地について、最も適当と思われる境界線および面積を設定することができる。

第 26 条 すべての公開入札に先立ち、計画大臣は画地の概要を公告し貼出するものとする。

官報による公告、中央鉱山局および当該鉱区が存在する地方の Chaokhouèng の事務所に貼出は、入札の少くとも3ヶ月前までに行なわなければならない。

第 27 条 入札に応募するためには、各応札者は入札の場所に住所を設定し、また計画大臣の省令をもつて定める入札保証金の納入済証書を作成しなければならない。このほか、応札者は、営業特許申請のための所定の形式の一式書類を作成しなければならない。

入札保証金は、入札の結果排除された応札者および本政令第 29 条に規定する一定の金額および第 1 回目の年賦金を納入した落札者に返付される。

第 28 条 入札は、中央鉱山局の意見を徴した計画大臣の提案に基づく政令によつて決められた基礎価額をもととする競売形式をもつて行なわれるものとする。

前項により設定された営業特許は、特許明細書の現行規定に定める經常の税金を負担するものとする。

第 29 条 落札者は、落札の通知がなされた後 3 ヶ月以内に、営業特許交付のための税金並びに入札の落札金および入札に当つて当該落札者が Offer した納付金の第 1 回目の年賦金を納入しなければならない。若しこれらの納入が行なわれなかつた場合には、当該落札者は当然失格し、最早や新たな入札に参加できないものとする。上記の納入が確認された後、落札者に対して営業特許の資格および確認された図面が交付されるものとする。

落札者は、公告された鉱区面積の誤謬を理由として如何なる提訴も行なうことはできない。但し、納入すべき金額は確認された誤謬に比例して減額されるものとする。

## 第 V 部

第 30 条 すべての営業特許権者は、毎年、ha 当り或は 5,000 m<sup>2</sup> 以上の ha 部分当りの面積賦課金を納入すべきものとし、賦課金の料率は法律をもつて定める。

また特許権者は、法律をもつて定める従価賦課金を納入しなければならない。

面積賦課金および従価賦課金は、中央鉱山局により設定され財務大臣により承認された役割り等に鑑み、土地管理局がこれを徴収するものとする。

第 31 条 1959 年 5 月 25 日付国王令第 161 号第 33 条および第 69 条において規定された場合においては、特許権者の失格が宣告されるものとする。

面積賦課金および従価賦課金の滞納の場合における特許権者の権利の失格を定める第 69 条の規定を適用するため、土地管理局長官の要請に基き中央鉱山局長官によつて猶予期間の設定が行なわれるものとする。

若し第 2 回目の猶予期間が経過しても納入が行なわれず、なお 3 ヶ月経過したときには、中央鉱山局長官は当該特許権者の失格を宣告する政令の公布を目的として王室令第 161 号第 33 条に定める手続きを開始するものとする。

中央鉱山局長官の要請に基き、当該特許権者に対して執達吏により失格の旨通告され、また土地不動産登記所にその旨通知される。この失格は官報に公告される。

第 32 条 政令による失格の通知後および第 23 条に定める提訴期間満了後、第 24 条の規定に基づき営業特許の公開入札を行なうことができる。

第 33 条 営業特許鉱区の境界標の設置は特許権者がこれを請求することも、または計画大臣がこれを命ずることもできる。

境界標の設置作業は、特許権者の費用負担により、中央鉱山局により実施または検証される。

特許権者は、境界標調書に記載された境界標並びに営業特許設定の際その設置を命ぜられ

た境界線を常に良好な状態に維持しなければならない。これを怠つた場合、当該特許権者は罰金を支払わなければならない。

×

× ×  
第 VI 部

第 34 条 営業特許の譲渡または賃貸は中央鉱山局長官に申立てられなければならない。但しこの申立ては、当該譲渡または賃貸が第三者に対して持ち得る通常の民事上の効果と関係ないものとする。

譲渡または賃貸の受益者は、法律および現行鉱業規則別によつて特許権者に課せられているすべての条件および義務を満足させなければならない。

中央鉱山局によつて受理された申立ては、すべての所有権移転が記載される第 15 条に述べる営業特許特別登録簿に登録されるものとする。

前項の所有権移転は中央鉱山局によつて土地不動産登記所に通知されるものとする。

×

× ×  
第 VII 部

第 35 条 労務者の住居、共同糞壺、便所、糞尿溜等をつくるため企業者によつて選定された場所は予め地方衛生委員会に届出てその承認を得なければならない。地方衛生委員会は、現地を調査した後、必要と判断するすべての提案を行なうものとする。

永久または仮住居の建設場所は井戸および隧道等から少くとも 15 m 以上離れていなければならない。

第 36 条 労務者の住居は、土質、地方的習慣、または居住者の好みに従つて、盛土に高く土台柱を組んで建てることことができる。住居は広く、通風がよく、また絶対に雨洩りしないように建てられていなければならない。また羽目板は充分強固で、気候不順に耐え得るものでなければならない。住居の床面積は労務者 1 人当り少くとも 2 m 平方、空気容積は 1 人当り最少限 5 m 立方以上でなければならない。

土台柱の上に建てられていない住居の地面は完全に踏みならし、固められていなければならない。寝台の様式は地方的習慣に従うものとする。但し、如何なる場合にも固定した折畳み式寝台は設けないものとする。

労務者の住居は、できるだけ、それぞれ約 10 m は離して建て、また各住居の周囲には溝



をめぐらすものとする。

各住居当りの労働者の数は30名以上であつてはならない。

第37条 流行性且つ伝染性の病気の漫延を避けるため、特許権者は、居住区から適度に離れた場所に、医師の指示に従つて管理される隔離病棟を建設しなければならない。医師は、隔離病棟の管理に指示を与えるほか、現行規則に従つてあらゆる有効な医療措置をとるものとする。

第38条 その性質の如何を問わず、作業所に発生したすべての重大事故および死傷等は、特許権者によつて直ちに当該地方の長またはその代理に通知されなければならない。

予め特に選定され且つ居住区および河川から充分離れた場所を基地として指定するものとする。

また、適当に選定された場所を動物の死骸の埋葬地に予定するものとする。

第39条 炊事用水は化学的および細菌学的に飲用可能であるか、または企業者の注意と経費負担によつて飲用可能にされた水でなければならない。また、各労働者の1日当りの水の供給量は5ℓ以下であつてはならない。

第40条 特許権者は、それぞれの場合について計画大臣によつて設定される条件に基づいて、医療保健局に協力しなければならない。

特許権者が、自己が選定した医師によつて作業所の医療サービスを確保することが不可能となつた場合には、当該医療サービスは特許明細書に定める報酬を対価として保健局の医師によつて確保されるものとする。

特許権者は、その採掘現場に、人員の点においても医療設備、薬品の点においても、労働者に必要な救護および処方手段を十分に確保しておかななければならない。

また特許権者は、マラリヤに対する予防サービスを確保しなければならない。

第41条 如何なる場合においても、保健局は監督および医療衛生管理の権限を保持するものとする。

伝染病発生期間中は、地方保健局は公共保健衛生のため必要と思われるすべての措置をとるよう指示するものとする。これら措置の適用は、当該地方の保健衛生確保の任を負う医師によつて監督されるものとする。

第42条 本政令の規定に対するすべての違反は、現行法律および規則に従つて訴追されるものとする。

×

× ×  
第 VIII 部

第 43 条 本政令施行の日において実施中の営業特許はそのまゝ効力を失わないものとする。

前項の特許権者は、6ヶ月以内に本政令の規定に順応するよう措置するものとし、中央鉱山局に対し所要の手續きを行なわなければならない。

前項の手續きが行なわれなかつた場合には、1959年5月25日付国王令第161号および本政令に規定される措置が当該特許権者に対して適用されるものとする。

第 44 条 計画大臣、国民経済大臣、財務大臣、内務大臣、司法大臣、公共保健大臣は、それぞれの所管事項に関して本政令の施行について責任を負うものとする。

於 Vientiane 1959年8月19日

署名：内閣総理大臣 Phoui Sananikone

炭化水素以外のすべての鉱物性物質の採掘許可に  
関する条項を定める政令第278/PC号

(1959年8月22日付)

内閣総理大臣は、計画大臣の提案に基づき、閣議(1959年8月6日閣議)の承認を得て、次の通り政令を定める。

関連法規：

- 閣議再編成に関する1952年4月2日付国王令第100号
- 政府閣僚の任命に関する1959年1月24日付国王令第36号
- 計画委員会の編成および中央鉱山局の設置に関する1956年6月7日付国王令第140号、および同国王令の改正に関する1958年12月23日付政令第422/PC号
- 鉱業規則に関する1959年1月2日付国王令第42号
- 鉱業規則の施行に関する1959年5月25日付国王令第161号

第 I 部

第 1 条 すべての試掘許可は、当該許可が失効しない限り、1959年5月25日付国王令第161号第18条および第25条に規定される権利および義務のもとに、当該許可の目的となつている同一の鉱区および同一の鉱物について、採掘権を取得する権利を含むものとする。

る。

第 2 条 採掘許可を取得するためには、試験許可に対して徴収される税金の額と等しい額の一定の税金を納付しなければならない。

第 3 条 採掘許可申請は、申請者自らまたはその正当の代理人により中央鉱山局に出願されなければならない。郵便その他すべての伝達手段によつて送付された申請は受理することができない。

採掘許可申請書には下記事項を記載するものとする。

- a) 申請者の氏名、資格、国籍および通常の住所。申請者が会社である場合には会社の名称および本社住所
- b) 採掘の目的である鉱区が存在する地方において申請者が選定する住所
- c) 鉱物資源取得認可の認可番号および日付
- d) 試験許可のため中央鉱山局によつて交付された通知書の番号および日付
- e) 中央鉱山局に対してなされた採掘可能鉱床発見公告の諸参照事項

第 4 条 申請書には下記の資料を添付しなければならない。

- 1) 採掘許可取得のため納付した税金の受領証
- 2) 下記事項を要約した技術的、財務的報告書
  - a) 鉱物採掘作業を実施するため計画している行動手段
  - b) 申請者が毎年採取しようと計画している鉱物商品の屯数および鉱滓排出のため意図している方法
  - c) 生産物の最終的利用法
- 3) 採掘すべき鉱床の位置、性質および諸元、特徴等を示す、正しい北方々向の平面図。この平面図は縮尺 1/10000 とする。

上記の報告書および図面には申請書が署名するものとする。

## 第 II 部

第 5 条 中央鉱山局は、申請書を出願のあつた日付で、特別登録簿に登録し、これをすべての閲覧希望者の閲覧に供しなければならない。

各申請に対し、中央鉱山局は出願の日付および登録順位の番号を記載した仮受取証を交付するものとする。

第 6 条 仮受取証は下記の場合のほか、その交付を拒否することはできない。

- a) 申請者が鉱物資源取得のための資格者でない場合

b) 申請書に、許可取得のため納付した税金の受領証が添付されていない場合

その他の場合においては、申請書が所定の様式に基いて作成されている限り、仮受取証を交付しなければならない。

第 7 条 中央鉱山局による申請書の審査が終了した後、鉱工業委員会の同意を得て、計画大臣の省令をもつて採掘許可が賦与されるものとする。また、申請却下の場合は、すべてその理由を付して却下されるものとする。

第 8 条 採掘許可を賦与する計画大臣の省令は、採掘権者が遵守すべき許可明細書を定めるものとする。当該明細書は、許可の範囲、鉱物およびその付属物の性質、採掘作業計画並びに国庫に帰属する持分および賦課金等について規定するものとする。

第 9 条 採掘許可明細書は、採掘権者による署名後当該事業実施上の約定を構成するものであり、採掘権者の費用負担において、登記法の条項に従つて Vientiane において登記されるものとする。

第 10 条 採掘許可は、1959年5月25日付国王令第161号第21条の条項に従つて解除することができる。この場合、解除は中央鉱山局の提案に基く計画大臣の省令をもつて宣告される。

第 11 条 採掘権者は、法律によつて定められた従価税および場合により許可明細書の条項に基く賦課金を納付しなければならない。

第 12 条 本政令の規定に対するすべての違反は現行法律および規則に従つて訴追されるものとする。

#### 第 IV 部

第 13 条 計画大臣、財務・経済大臣、内務大臣は、それぞれその所管事項に関して、本政令の施行について責任を負うものとする。

於 Vientiane 1959年8月22日

署名： 内閣総理大臣 Phoui Sananikone

普通鉱物および炭化水素等の鉱物資源並びに鉱業権取得  
の個人的認可の賦与条件を定める省令第125/CAB-  
PLAN号

(1959年6月15日付)

計画大臣は、中央鉱山局の提案に基づき、以下の省令を定める。

関連法規：

- 閣議再編成に関する1952年4月2日付国王令第100号
- 政府関係の任命に関する1959年1月24日付国王令第36号
- 計画委員会の編成および中央鉱山局の設置に関する1956年6月7日付国王令第140号、および同国王令の改正に関する1958年12月23日付政令第422/PC号
- 鉱業規則に関する1959年1月2日付国王令第42号
- 鉱業規則の施行に関する1959年5月25日付国王令第161号

第1条 1959年5月25日付国王令第161号第4条および第48条によつて規定される鉱業権取得の個人的認可は以下の2種類の認可を含む。

- 1 普通鉱物性物質に係る鉱業権取得の個人的認可（炭化水素を除く）
- 2 液体状または気体状の炭化水素、タールおよびアスファルト、タール状砂岩および頁岩

第2条 前条のそれぞれについて、審査の結果並びに中央鉱山局長官の提案に基づき、計画大臣の省令をもつて個人的認可が交付される。

第3条 前条の審査は特に申請者の資格並びに申請者の財務的手段、技術的能力の審査に向けられ、これらに関し鉱工業委員会はその意見を求められるものとする。

中央鉱山局長官は、申請の出願理由に対する意見並びに申請の結果に対する提案を明らかにして、結論を下すものとする。

第4条 認可申請は、中央鉱山局の計画委員会に出願するものとする。

第5条 申請書には、下記事項を記載しなければならない。

a) 申請者が個人である場合

- 1 氏名
- 2 資格
- 3 国籍
- 4 通常の住所
- 5 ラオス国内で選定した住所

6. 技術的能力および財務的能力に関する参考事項

b) 申請者が会社である場合

1. 会社の事業目的
2. 会社の本社住所
3. 取締役会、監督機関、管理および営業機構等の構成
4. 社長、取締役等の国籍
5. ラオス国内で選定した住所
6. 代理人の氏名、国籍、通常の住所
7. 技術的能力および財務的能力に関する参考事項

第 6 条 申請書には、下記の資料を添付しなければならない。

1. 申請者の身分証明を行なうためのすべての有用の資料。申請者が会社である場合には、正当に査証された定款の写し
2. 法律で定められた税金の国庫への納入受領証

第 7 条 個人的認可はラオス王国全土について賦与されるものとする。

第 8 条 個人的認可は、当該認可を設定する省令に署名が行なわれた日から起算して5年間有効とする。

第 9 条 有効期限の満了に先立つて、個人的認可は、その更新を申請することができる。

有効期限更新の申請は、それまで賦与されていた認可の参照事項を添付して、中央鉱山局計画委員会に出願するものとする。

この申請は、申請者の資格、住所、および申請者が会社である場合には本社住所等に関する変動を明らかにしなければならない。

認可の更新を申請するためには、予め、最初の認可取得の際に納付した額と同額の所定の税金を納付しなければならない。

第 10 条 住所の変更は、中央鉱山局にその旨の通知を行なっていない場合は考慮することはできない。

第 11 条 賦与された個人的認可は、認可取得者の技術的または財務的無能力が確認された場合、本省令第3条に規定する手続きを経た中央鉱山局長官の提案に基づく計画大臣の省令をもつて撤回することができる。

認可撤回の決定はその理由を示すことなく関係者に通知される。

前項の撤回に対して提訴することはできない。この決定に対し、関係者は如何なる補償ま

たは損害賠償も請求することはできない。

第 12 条 中央鉱山局には、賦与された個人的認可の登録簿を備付けるものとする。中央鉱山局長官は、毎年 1 月 1 日に、当該時点における個人的認可の取得者リストを官報に掲載するものとする。各取得者の氏名は認可満了期限の順に配列するものとする。

第 13 条 1959 年 1 月 26 日付国王令第 42 号の施行前に賦与された個人的認可は、1959 年 5 月 25 日付国王令第 161 号および本省令の規定に基く期間および適用条件のもとにおいてその効力を失わないものとする。

前項の認可は、本省令に定める条件に基いて更新または撤回することができる。

第 14 条 中央鉱山局長官は本省令の施行について責任を負うものとする。

於 Vientiane 1959 年 6 月 15 日

署名：

内閣総理大臣、兼計画大臣 Phoui Sananikone

## 政令第 51 / P C 号

(1960 年 2 月 26 日付)

内閣総理大臣は、閣議 (1960 年 2 月 15 日閣議) の承認を得て、次の政令を定める。

関連法規：

- 1959 年 9 月 14 日、1952 年 3 月 22 日、1956 年 9 月 29 日および 1957 年 8 月 30 日付でそれぞれ一部改正された 1947 年 5 月 14 日付ラオス王国憲法
- 立法権および規則制定権に関する 1949 年 3 月 8 日付法律第 39 号
- 閣議再編成に関する 1952 年 4 月 2 日付国王令第 100 号
- 政府閣僚の任命に関する 1960 年 1 月 8 日付国王令第 1 号
- ラオス王国経済、社会開発計画の採択に関する 1959 年 3 月 19 日付国王令第 107 号

第 1 条 ラオス王国の経済発展を計るためには、国民の需要をできるだけ充足させ、また、外国貿易における販路拡大のためラオス王国における天然資源の考え得る大部分を採掘すべき各種工業企業の創設が前提である。

同一業種の工業の同時的建設の結果、設備規模が国内需要の規模または原材料の供給可能量を大巾に上回り、資本の浪費となるような場合を避けるため、および、新規工業に対して実現性の高い営業条件を確保するため、すべての工業企業の創設は、設置および営業認可

の目的となるものとする。

第 2 条 前第 1 条に規定する設置および営業認可は、計画委員会の意見に基づき、鉱工業委員会の同意を得て計画大臣が発する省令をもつて交付されるものとする。

第 3 条 家内工業的施設は前条の省令で規定される建設および営業認可を受ける必要はないものとする。

第 4 条 サービスまたは財貨生産のための個人企業であつて下記の基準に含まれるものは、本政令においては家内工業的企業と看做す。

a) 給与従業員 10 名以下の、機械設備を利用しない企業

b) 最大限 1 kw までの動力を用いて稼動する機械設備を利用するが、給与従業員が最大限 1 名しかいない企業

会社形態のすべての企業、または、個人的企業であつても上記 a) および b) に示す条件に含まれない企業はすべて工業的企業と看做す。

第 5 条 第 2 条に規定する設置および営業認可の交付を受けるためには、すべての現行規則の適用を受けることを要し、また、当該規則の適用に伴つて生ずる利害得失に関する審査を経なければならない。

第 6 条 本政令の規定に対するすべての違反に伴い、設備および営業認可なしに創設された施設は即時封鎖されるものとする。

第 7 条 計画大臣、内務大臣、財務・経済大臣は、それぞれの所管事項について、本政令の施行について責任を負うものとする。

於 Vientiane 1960年2月26日

署名： 内閣総理大臣 Kou Abhay

査証： 財務監理局、1960年2月22日付

S/No 3383号



## 政令第438/PC号

(1960年11月18日付)

内閣総理大臣は、鉄工業委員会の承認および1960年10月31日付閣議の承認を得て、次の政令を定める。

関連法規：

- 一 閣議再編成に関する1952年4月2日付国王令第100号。
- 一 政府関係の任命に関する1960年8月31日付国王令第220号。
- 一 ラオス王国経済、社会開発計画の可決に関する1959年3月19日付国王令第107号。
- 一 ラオス王国経済、社会開発計画の施行に関する1959年4月14日付政令第130号。
- 一 鉄工業委員会の設置およびその権限を定める1959年6月30日付政令第226号。
- 一 1960年2月26日付政令第52/PC号。

第1条 政令第52/PC号に定める特典を賦与される工業のリストは、1960年2月26日付政令第52/PC号第6条に基づき、以下の分類をもつて示す通りとする。

一般的施設

- 一 都市水道供給事業
- 一 都市および農村への発電および配電事業

食品工業

- 一 作物および食料品の処理および加工事業
- 一 罐詰工業
- 一 製糖業
- 一 ビール醸造業
- 一 製油業および食用油加工業

食用以外の農産物加工業 林産物加工業 および畜産物加工業

- 一 種子摘取り工場、天然繊維の除去および処理工場
- 一 伐採くず加工々場
- 一 脂肪物および副次物処理工場
- 一 なめし皮工場
- 一 肥料生産工場
- 一 家畜飼料生産工場

一ゴム、漆、樹脂、揮発性油等の処理工場

一織物工業および皮革工業

一製糸工場

一織物工場

一染色および漂白工場

一既製服工場および布地工場

一製靴および履物（サンダル）工場

一木材工業

一材木の裁断、組立工場

一パルプ、製紙、厚紙製造業

一木材製羽目板、土台製作工場

一機械により行なう指物細工および家具製造業

一木材加工および処理施設

一採掘業

一固形燃料採掘事業および付帯活動

一金属鉱物採掘事業および付帯活動

一岩塩および副次生産物の採取事業

一液体状および気体状燃料の採取事業およびこれら採取に伴う付帯活動

一建築および公共事業

一建設資材用としての採石業

一煉瓦工場

一建設資材製造業

一硝子および製陶業

一陶器製造業

一板硝子製造工場

一びんおよび湯飲類製造工場

一化学工業

一化学肥料工場

一薬品および化粧品工場

一染料および顔料工場

治 金 業

- 一機械および修理工場
- 一電気、コイル、および修理工場
- 一鋳物工場
- 一鍛冶工場、車輪製造工場、道具類製造工場
- 各種工業
- 一撮 映 所
- 一ラジオおよび部品の製造または組立工場
- 一家庭用品の製造または組立工場
- 一家庭用小物道具の製造工場
- 一ホテル業

才 2 条 計画大臣、内務大臣、財務、経済大臣は、それぞれの所管事項について本政令の施行について責任を負うものとする。

於 Vientiane 1960年11月18日

署名：内閣総理大臣 Tiao Souvanna Phouma

査証：財務監理局 1960年11月7日付才1142号

ラオス王国経済社会開発計画に基づいて  
創設される諸工業に対する特典賦与に  
関する規定を定める省令第5/PLAN号

(1960年4月26日付)

計画大臣は次の省令を定める。

関連法規：

- 一1949年9月14日、1952年3月22日、1956年9月29日および1957年8月30日付でそれぞれ一部改正された1947年5月11日付ラオス王国憲法。
- 一立法権および規則制定権に関する1949年3月8日付法律才39号。
- 一閣議再編成に関する1952年4月2日付国王令才100号。

一政府閣僚の任命に関する1960年1月8日付国王令第1号。

一ラオス王国経済、社会開発計画の採択に関する1959年3月19日付国王令第107号。

一1960年2月26日付政令第52/PC号

オ 1 条 1960年2月16日付政令第52/PC号に定める特典賦与の対象となる工業の業種別リストを設定し、政令第52/PC号第6条に予定された政令の公布を可能ならしめるため、計画委員会は、関係国家機関と協力し、当該リストの目的となる各種工業に関する予備的調査を行なうものとする。

オ 2 条 鉱工業委員会がその意見をまとめた後、計画委員会は、直ちにこれに対応する政令案を準備し、またこれに添付する報告書にその妥当性を立証するすべての有用な資料を含めるものとする。

オ 3 条 補足リストについては、これに関する調査の結果適当と認められたときは、爾後にこれを設定することができる。

オ 4 条 或る業種において十分な数の企業が承認され、すでに設置認可が交付されているときには、計画委員会は、国の経済発展のため設置を必要とされる工業の業種別リストから当該業種の工業を削除するよう提案するものとする。

前項の削除は、リストの設定に対する手続きと同様の手続きに従い、政令をもつて行なわれるものとする。

オ 5 条 前条の事由のため、計画委員会は、交付済の設置認可のリストを毎日公表し、その実現を追求し、また、その放送を確保しなければならない。

オ 6 条 1960年2月26日付政令第52/PC号に列挙された一件または数件の特典の交付を受けるため、工業企業が提出する個々の申請は当該関係者により計画委員会に出願されるものとする。

前項の申請は、設置認可の申請とは区別し、下記事項を記載するものとする。

a) 予定する営業組織の法律上の形態。

当該事業が会社である場合は、申請書に定款、または場合により定款の案を添付する。

b) 製造を予定する製品の性質および明細な記述。

c) 予定する年間生産量。

d) 当該製品の製造に必要な原材料および副次製品の量および性質。

e) 原材料および副次製品の予定原産地。

- f) 製造した製品の予定販売先。この場合、国内市場における販売と輸出との予定比率を示すものとする。
- g) 工場の建設予定地。
- h) 予定する従業員。この場合、専門資格を持たない労務者、専門資格を有する労務者、職工長、技師および管理部門従業員の各々の人数を明示するものとする。
- i) 予定する外国人従業員の人数、職種および資格。
- j) 1960年2月26日付政令第52/P C号第2条に基いて申請する特典の性質。この場合、当該申請の理由付け並びに申請する特典の賦与期間についての評価を便ならしめるためのすべての有用な立証事項を記載するものとする。
- オ 7 条 計画委員会は、委員会が作成した報告書および提案を添え、出願された申請書を鉱工業委員会に提出するものとする。
- オ 8 条 鉱工業委員会の意見があつた後、計画委員会は政府に提出して承認を受けるべき政令案を作成するものとする。この政令案には下記事項を記載するものとする。
- a) 1960年2月26日付政令第52/P C号第2条の範囲内において賦与される特典の性質。
- b) 前号の特典の賦与期間
- c) 特に、政令第52/P C号第2条c)、d)、f)およびg)号について当該企業が履行すべき義務。
- オ 9 条 本省令により特典を賦与される企業が当該企業に課せられた義務を履行しなかつたか、または財政法、都市関係規則、保健衛生規則および労働規則等に違反したか、または当該企業の製品が、その性質、品質および生産量においては、特典を賦与する省令公布の際に当該企業が公表したそれに対応していなかつたことが確認され、与えられた猶予期間後3ヶ月経過してなお効果がなかつた場合には、当該企業に賦与された特典は計画委員会の提案ならびに鉱工業委員会の意見に基く政令をもつて撤回することができるものとする。
- オ 10 条 賦与された特典の期間延長を申請する場合には、当該申請は最初の申請の際と同様の手続きをもつて作成され、出願されるものとする。
- オ 11 条 計画委員会は本省令の施行について責任を負うものとする。

於 Vientiane 1960年4月26日

署名： 計画大臣 Oudong Souvannavang

工業の設置および営業許可に関する規則  
を定める省令第6/PLAN号

(1960年4月26日付)

計画大臣は次の省令を定める。

関連法規：

一 1949年9月14日、1952年3月22日、1956年9月29日および1957年

8月30日付でそれぞれ一部改正された1947年5月11日付ラオス王国憲法。

一 立法権および規則制定権に関する1949年3月8日付法律第39号。

一 閣議再編成に関する1952年4月2日付国王令第100号。

一 政府関係の任命に関する1960年1月8日付国王令第1号。

一 ラオス王国経済、社会開発計画の採択に関する1959年3月19日付国王令第107号。

一 1960年2月26日付政令第51/PC号。

第1条 1960年2月26日付政令第51/PC号第2条に規定される設置および営業許可申請は関係者により計画委員会に出願されるものとする。

第2条 前条第1条の認可申請書には下記資料を添付しなければならない。

a) 予定する営業組織の法律上の形態。

・当該事業が会社である場合は、申請書に定款、または場合により定款の案を添付する。

b) 製造を予定する製品または実施を計画するサービスの性質および明細な記述。

c) 予定する年間生産量。

d) 原材料および副次製品の質および量。

e) 原材料および副次製品の予定原産地。

f) 製造した製品の予定販売地。この場合、国内市場における販売と輸出市場における販売との予定比率を示すものとする。

g) 工場の建設予定地並びに本社の完全な住所。

h) 設置を予定する機材のリストおよび仕様。

i) 工場施設計画

j) 予定する従業員。この場合、専門資格を持たない労務者、専門資格を有する労務者、職工長、技師および管理部門従業員の各々の人数を明示するものとする。

k) 予定する外国人従業員の人数、職種および資格。

- l) 不動産および機械設備並びに一般設備のそれぞれに予定される投資額の規模。
- m) 国内資本および外国資本の調達源。
- n) 営業収支の予想。
- o) 申請書作成時における責任者の氏名、肩書、資格および国籍。

オ 3 条 出願された申請書は計画委員会事務局によつて審査されるものとする。

前項の審査の結果作成された報告書は、計画委員会事務局によつて鉱工業委員会に提出されるものとする。

前項の報告書には下記事項が明らかにされていなければならない。

- a) 同一製品の生産のため既にラオス国内に存在している製造企業の数および質。
- b) 既存企業の生産能力を考慮した場合における当該製品に対する国内の需要。
- c) 国内原材料の利用可能性。
- d) ラオス王国経済、社会開発計画との関連における当該事業の評価。
- e) 当該企業の収益性の検討。

前項の報告書は、特に当該事業によつてラオス国内の一般経済にもたらされる利益、または当該事業が既存の工業に対してもたらすおそれのある景気変動を明らかにするものとする。

オ 4 条 前条に基いて作成された書類は、1959年6月30日付政令オ226/PC号の規定に従つて鉱工業委員会に提出される。鉱工業委員会は、全政令オ4条に基いてその意見書を作成するものとする。

オ 5 条 鉱工業委員会は、1959年6月30日付政令オ226/PC号オ5条に基いて設置される。

但し、本省令に定める設置認可について協議するため、当該意見書は、計画委員会、財務大臣代理、経済大臣代理および商工業局長をもつて構成する委員会に提出されなければならない。

オ 6 条 設置申請の認可または却下は1960年2月26日付政令オ51/PC号オ2条に基いて行なわれる。

設置認可の省令には、当該企業が現行公共規則の枠内において遵守すべき諸条件並びに当該企業が所轄機関に対して提出すべき統計資料が明示されるものとする。

これらの省令は、計画委員会により、申請者、関係各省、並びに当該企業の設置が予定される場所の行政機関に対して通知されるものとする。

オ 7 条 設置認可の省令に定められた条項および義務に違反した場合には、公共規則に定め

める罰則が適用されるものとし、また、猶予期間満了後6ヶ月経過してなお違反が継続している場合には、当該認可は、認可を賦与されたときと同様の手続きをもつて取消されるものとする。

前項の認可取消しに伴い、当該企業は1960年2月26日付政令才51/PC号才6条の規定に基づき閉鎖されるものとする。

才 8 条 計画委員会は本省令の施行について責任を負うものとする。

於 Vientiane 1960年4月26日

署名： 計画大臣 Oudong Souvannavong



## 閣 議 決 定 法 令

閣議々長である首相は、1960年2月15日の閣議にはかつたうえ、以上の諸項にかんがみて下記の法令を決定する。

### 関係諸項

- 一閣議再組織についての、1952年4月2日の王令第100条。
- 一王立政府の閣僚の決定についての、1960年1月8日の王令第1条。
- 一王国の経済的・社会的発展計画案を採択する、1959年3月19日の王令107条。
- 一王国の経済的・社会的発展計画案を發布する、1959年4月14日の閣議決定条例第130条。
- 一鉱工業委員を設置し、その権限を決定する、1959年6月30日の閣議決定条令第226条。

### 決定法令

- 第 1 条 経済的・社会的発展計画案にそつて、王国の経済的な発達を容易にするために、経済的発展計画に示された目標に目合つた産業の育成を、王国政府の支持奨励するところとする。
- 第 2 条 上記の第1条によつて育成される産業は、1958年4月23日の法令第134条によつて定められた利点のほかに、下記によつて定められた利点をも利用することができるものとする。
- a) 当面の産業建設に最も必要な資材については、全面的にあるいは部分的に、特恵的な関税率を設け得ること。
  - b) 国産品に対応する国外製品については、関税を増すなり、輸入を禁止するなりして、関税面からの保護を強め得ること。
  - c) 必要と認められた場合は、外国人技術者の入国を認め、かつ使用し得ること。
  - d) 国有地を売却または賃貸して、産業立地をつくり得ること。
  - e) 関連道路を建設し得ること、また水道・電気を供給し得ること。
  - f) 適正価格内において、行政官庁の注文を受け得ること。
  - g) 生産能力が市場の通常供給に充分と認められ、生産品の価格・品質についても保障がある場合は、競争的立場の企業に対して工場設置を禁止することができること。
- 第 3 条 上記の第2条の利点は、諸産業が根をおろし発展できるのに十分な期間与えられる。このようにして決められた特例期限は、その特権を得た時から数えて10年を超えることはできない。ただし、同様の手續きによつて、延長がなされた場合は別とする。

第 4 条 第 2 条であげた諸利点は、全体的にも部分的にも与えることができる。それは、まず計画案担当委員の正当な提案にもとずいて名指しをされたそれぞれの企業に便宜をはかるべく、鉱工業委員会の意見を徴したあとで閣議決定条例によつて決定される。

第 5 条 政府は、第 2 条によつて明確にされた諸利点を享受している工場については国有化の処置は取ることができない。政府は、経営資本と収入を自由に動かすことを保障するか、あるいは現行の法律上で最大限にそのことを請あつてゐるかしてゐる。

第 6 条 閣議決定条例によつて、現行の条例による利点を得ることのできると判断される諸産業のリストが決定される。このリストを決定する条例は、計画担当委員の提案に基づいて、鉱工業委員会の意見を徴したあとで用いられる。

尚、このリストは、同様の手続を経たうゑで修正され得るものとする。

第 7 条 建設・内務・大蔵・国家経済の各大臣は、それぞれの担当に関して、現行法令の実行に責任を持つ。

Visé au contrôle financier

s/N° 3582 du 22 Fév. 1960

1960年2月26日、ヴィエンチャン閣議々長

である議長の署名

Kou ABHAY

大蔵・国家経済大臣の署名

- Leuam RAJASOMBATH

計画大臣の署名

Oudong SOUVANNAVONG

内務大臣の署名

Tiao SOMSANITM

受取人

国 王	2 部
閣 議 々 長	2 部
国 会 議 長	2 部
全 閣 僚	10 部
全 国 務 大 臣	14 部
情 報 局 長	2 部

ラオス王国官報 2部

文書記録・編所 2部

Dè p a s t N° 275 CP

原本に相違ないことを証明します。

1960年3月1日、ヴィエンチャン

計画事務局長署名

O u k è o S O U V A N N A V O N G

## ラ オ ス 王 国

1959年12月21日の法令59-2、59-6、59-19についての王令

ラオス国王、BOROMA SETHA KHATYA SOURYA VONGSA

PHRA MAHA SRI SAVANG VATTHANAは、以下の諸項にかんがみ、

国民議会に討議と採択によつて、下記の法令を決定する。

関係諸項

一王国憲法

一閣議再組織についての、1952年4月2日の王令第100条。

一王立政府の閣僚の決定についての、1960年1月8日の王令第1条。

決定法令

第 1 条 この諸項は、王国の領土全体に発布される。

1 項 ラオスの経済的・社会的発展計画に適合する投資を容易にするための、1958年5月23日の王令134条の批准についての、1959年12月21日の法令52条2項。

2 項 鉱業規正に関する。1959年1月26日の王令42条の批准についての、1959年12月21日の法令59条6項。

3 項 1958年5月23日の王令134条の第5項に定められた猶予期間を延長しようとする、1959年12月12日の王令389条の批准についての、1959年12月21日の法令59条19項。

尚、王令134条の本文は、現法令に付記してある。

第 2 条 司法大臣、内務大臣、大蔵・財務大臣、計画公衆労働大臣は、それぞれの担当に関

して、現行法令の実行に責任を持つ。

Visé au contrôle financier

1960年3月7日、 s/N。 292

1960年4月12日、ルアン・プラバン王宮にて

SRI SAVANG VATTHANA 署名

国王の意志によつて閣議々長である首相署名

Thao Kou ABHAY

司法大臣署名

Ngon SANANIKONE

大蔵・国民経済大臣署名

Leuam RATJASOMBAT

内務大臣署名

Tiao SOMSANITH

計画公衆労働大臣署名

Oudong SOUVANAVONG

原本と相違ありません。

1960年4月28日、ヴィエンチャン

計画事務局長署名

Oukeo SOUVANAVONG

配布先

閣議々長	1部
王国全閣僚	10部
Dir. T. P.	1部
郵便・電信・電話局長	1部
保健衛生局長	1部
機械器具局長	1部
電気局長	1部
民間航空局長	1部
気象局長	1部
Dir. Pona	1部

関税局長	1	1部
森林・水利局長	1	1 "
牧畜局長	1	1 "
農産局長	1	1 "
社会予測局長	1	1 "
統計局長	1	1 "
復興・都市計画局長	1	1 "
地理局長	1	1 "
農村問題局長	1	1 "
国民商工会議所局長	1	1 "
外国からの援助の局長	1	1 "
鉱業局長	1	1 "
知事	1	1 "
ラオス王国官報	1	1 "
文書記録所	1	1 "

1959年12月2日の法令59条才2項。

ラオスの経済的・社会的発展計画に見合う投資を容易にするための、1958年5月23日の法令134条の批准について

第1条 ラオスの計画的・社会的発展計画に見合う投資を容易にするための、1958年5月23日の法令134条は批准される。この本文は、現行法に付加されているものである。

1959年12月21日の総会期間中の特別会期として召集された国民会議において、審議・採択されたこの本文は証明される。

国民会議々長署名

P d è n g P H O N G S A V A N

原本の通り相違ありません。

1960年4月28日、ヴィエンチャン

計画事務局長署名

O u k é o S O U V A N N A V O N G

配布先

閣議々長 1部

王国全閣僚	10部
Dir. T. P.	1 "
郵便・電信・電話局長	1 "
保健衛生局長	1 "
電気局長	1 "
機械器具局長	1 "
民間航空局長	1 "
気象局長	1 "
Dir. Pona	1 "
関税局長	1 "
情報局長	1 "
森林・水利局長	1 "
牧畜局長	1 "
農業局長	1 "
社会予測局長	1 "
統計局長	1 "
復興都市計画局長	1 "
地理局長	1 "
農村問題局長	1 "
国民商工会議所局長	1 "
鉱業局長	1 "
知事	1 "
外国からの援助の局長	1 "
ラオス王国官報	2 "
文書記録所	2 "

1959年12月21日の、法令59条19項

1958年5月23日の、法令134条5項によつて決定された猶予期間を延長する、

1959年12月12日の法令389条の批准について

第1条 諸利点を利用し得る会社の設立のために、1958年5月23日の、法令134条の5項によつて決定された、1959年の11月1日までの2年間の猶予期間の延長につい

での、1959年12月12日の法令389条は批准される。

1959年12月21日の総会期間中の特別期間中の特別会期として召集された国民会議によつて審議・採択されたこの本文は証明される。

国民会議々長署名

Phèng PHONGSAVAN

原本の通り相違ありません。

1960年4月28日、ヴィエンチャン

計画事務局長署名

Oukèo SOUVANNAVONG

配布先

閣議々長

王国全閣僚

Dir. T. P

郵便・電信・電話局長

保険衛生局長

電気局長

機械器具局長

民間航空局長

気象局長

Dir. Pona

関税局長

情報局長

森林・水利局長

教育局長

農業局長

社会予測局長

統計局長

復興・都市計画局長

地理局長

農村問題局長

国民商工会議所局長

海外からの援助の局長

鉱業局長

知事

ラオス王国官報

文書記録所

1959年12月21日の法令59条6項

鉱業規制についての、1959年1月26日の、法令42条の批准について

第1条 鉱業規制についての、1959年1月26日の、法令42条は批准される。この本文は現行法へ付加されているものである。

1959年12月21日の総会期間中の特別会期として召集された国民議会議会において審議・採択されたこの本文は証明される。

国民議会議長署名

Phêng PHONGSAVAN

1960年4月28日、ヴィエンチャン

計画事務局長署名

Oukêo SOUVANNAVONG

配布先

閣議々長

王国全閣僚

Dir. T. P.

郵便・電信・電話局長

電気局長

機械器具局長

民間航空局長

気象局長

Dir. Pona

関税局長

情報局長

森林・水利局長



教育局長

社会予測局長

統計局長

復興・都市計画局長

地理局長

農村問題局長

国民商工会議所局長

海国からの援助の局長

鉱業局長

知事

ラオス王国官報

文書記録所

## 法 令

ラオス国王、BOROMA SETHA KHATYA SOURYA VONGSA PH  
RA MAHA SRI SAVANG VATTHAは、以下の諸項にかんがみ、下記の法令  
を決定する。

### 関係諸項

1949年9月14日、1952年3月22日、1956年9月29日、1957年8月30日、  
1961年7月30日に修正された、1947年5月11日の憲法。

閣議再組織についての、1952年4月2日の王令100条。

国家連合の予備内閣々僚指名についての、1952年4月2日の王令219条について。

特にその15条による、計画の組織についての、1956年6月7日の王令140条。

国王の経済的・社会的発展計画に見合う投資を容易にする、1958年5月25日の王令13  
才4条。

1958年5月23日の、王令134条の5項によつて決定された猶予期間を延長する、19  
59年12月12日の王令389条。

現法令の本文を採択した、1964年6月4日の閣議の審議。

1964年8月25日の会期中の国民議会の常設事務局の同意。

決定法令

才1条 1959年の12月12日の王令389条によつて、1964年6月30日まで延長された、1958年5月23日の王令134条の5項は、1967年11月の1日まで延長された。

才2条 1958年5月23日の王令134条によつて、以下の通り起算された5条の2項。

…会社設立を証明する法令によつて登録されたものについては、税金を0.25%に引きさげる。  
また税額の限度を25,000キップと定める。

…資本金のうちにくりこまれる不動産で登記されたものについては、税金を免除する。

上記の2項を下記のように修正する。

…会社設立を証明する法令によつて登記されたものについては、税金を0.25%に引きさげる。

…資本金のうちにくりこまれる不動産の登記されたものについては、税金を免除する。

5条のその他の部分は変つていない。

才3条 大蔵大臣、国家経済・計画大臣、司法大臣は、それぞれ、本王令の実施について責任をもつ。

ルアンプラバン王宮にて作製

1964年10月1日

ラオス国王署名

閣議々長である首相署名

Phoumi NOSAVAN

国家経済・計画大臣署名

Ng<sup>h</sup>one SANANIKONE

大蔵大臣署名

Phoumi NOSAVAN

司法大臣署名

Depart N° 1395 CP

原本の通り相違ありません。

1964年10月16日、ヴィエンチャン

計画委員署名

Oukeo SOUVANAVONG

配布先

国王

閣議々長

国会議長

Service Nationauxの全局長

ラオス国の全閣僚および國務大臣

Dir. compté

予算局長

出納局長

Comsé Plan

情報局長

国家商工会議所

王国監査官

ヴァイエンチャン知事

E. D

S. C. E. L

ラオス王国官報

Interesse

文書記録書

ラオス王国

王令

ラオスの経済的・社会的発展計画のための投資を容易にするために、ラオス国王、SOMDE  
T PHRACHAO SISAVANGは、以下の諸項にかんがみ、下記の決定を行う。

関係諸項

1949年9月14日、1952年3月22日、1956年9月29日、1957年8月30日

に修正された、1947年5月2日のラオス王国憲法。

立法と司法の形成についての、1949年3月8日の組織法39条。

王国閣議会議の再組織についての、1952年4月2日の王令100条。

王立政府閣僚の指名についての、1957年11月27日の王令289条。

国民会議の閉会についての、1957年10月10日の、王令255条。

とりわけその15条で計画の再組織をあつかっている、1956年6月7日の、王令140条。

この法令の本文を採用した、1957年9月28日づけの内閣閣議の審議。

1958年1月23日の会期中の国民議会の常設事務局の同意。

#### 決定法令

オ1条 1957年11月1日以来、そして10年間にわたって、実際の利益に対する課税制度を受け入れた企業によつて、ラオス王国国内において実現された産業上・商業上の利益については、個人の収入に対する課税なり、会社の利益に対する課税なりを免除することができる。

オ2条 前記条項をねらいとする免除は、以下の条件にしたがうものとする。

a) 納税義務者は、その収益の申告に加えて、投資のための免税要求をつけ加えなければならない。

b) この要求書のなかで、納税義務者は、おそくとも2年以内に、問題の利益を、ラオスの経済的・社会的発展計画にそつて生産を行つている農業・工業・鉱業設備に割当てなければならない。

オ3条 1条のねらいである免税の特権は、次の条件にしたがう。つまり、問題の設備計画は、前もつて、ラオスの経済的・社会的発展計画を慎重に見まもつている政府機関の調査を受けなければならない。

この政府機関によつてなされた報告について、司会の大蔵大臣を含む3人委員会が、問題の設備がラオスの経済的・社会的発展計画に合うかどうかを判断する。

オ4条 1条のねらいである免税の決定は、予想される設備が、問題となつている利益が生みだされた会計年度の終りから数えて、おそくとも2年以内に実際に行われるときのみ、決定的なものとなる。反対の場合は、免税されていた利益は、課税のために、2年という猶予期限が満期になつた年度の利益にくりいられる。

オ5条 1957年11月1日から数えて、2年以内の猶予期間中にラオスに建設される会社は、財政上の免税を受けることができる。ただしこれは、その会社が第一目的として、ラオスの経済的・社会的発展計画に見合つてはつきりと決つた農業・工業・鉱業設備の創設とその活用を考え

ていることが必要である。

……会社設立を証明する法令によつて登録されたものについては、税金を0.25%に引きさげる。また税額の限度を25,000キップと定める。

……資本金のうちにくり込まれる不動産で登記されたものについては、税金を免除する。

この条項のねらいとする免税から生じる利益は、上記の予想される2年の猶予期間中にあらたに加わつてきた会社の資本金を増大させることにも適用し得る。

この条項のねらいとする免税・減税の特権は、この法令の3条の項目に合わせて運用されるであらう。

この条項のねらいとする登録されたものについて税金を下げるという決定がなされてから10年の間、その決定から利益を得ている会社によつて配当される利益にも通用できる有価証券の所得税の年利率は、半分に引き下げられる。

オ6条 1957年11月1日以降、また2年間の猶予期間の間は、はつきり決つた計画の実行に必要であつラオスの経済的・社会的発展計画に見合う場合、ある種の、農業・工業・鉱業設備の材料は、ラオス入国にあつて関税が免除される。

この種の免税の要求書は、ラオスの経済的・社会的発展計画を見まもる役目をもつた政府機関によつて決定される。この王令の3条によつて用意された委員会によつて受けいれるか拒否するかを決める。

オ7条 毎予算年度のはじめの3ヶ月の間、関係部門から直接税の監督者・登録検査官、計画の遂行を見とどける役の、推薦によつて大蔵大臣に任命された技師などが集まり、この王令によつて定められた免税手段による全ての受益者がやつている投資について監督をする。

目的として、又結果として、この王令によつて予測される税の免除・減殺の決定をひきおこすためになされる期偽は、信用濫用のかどで決められた罰を受ける。この罰は、正当な権利をもつて、適及して行われるものであり、決定のとりけし、そして、さもなければあたえられたであらう免除・減殺額の同額から2倍にわたる財政的な罰金などである。

オ8条 大蔵大臣と国家計画大臣とによる法令があつて、大蔵大臣を議長とする委員会の組織を決めている。これは、この王令の3条によつて税の免除・減殺の要求について規定することになる。

オ9条 大蔵大臣、復興計画都市計画大臣、国家経済大臣は、それぞれの責務において、この王令の実施に責任をもつ。

王宮にて作製

1958年5月23日、ヴィエンチヤン

署名 Sisavang VONG

ラオス国王の名において

閣議々長である首相署名

Prince SOUVANA PHOUMA

復興計画都市計画大臣署名

Prince SOUVANAVONG

大蔵大臣代理，財政担当国務大臣署名

Chau Nith NOKHAM

国家経済大臣署名

Oun Heuan NORASING

司法大臣署名

Thongdy SOUNTHONVIC HIT

原本と相違ありません。

内閣長署名

Khamphoui PHRACHANS IDDHY

配布先：

国王	2部
	5部
閣議々長	5部
全閣僚と国務大臣	90部
王宮秘書	3部
ラオス国立銀行	2部
Thésogal	2部
関税局長	5部

税務局長	2部
登録局長	2部
予算局長と Dircompté	4部
Dircaisse	2部
Dircredit National	2部
Chaokhgs と Prèfets	20部
情報局長	1部
ラオス王国官報	2部
文書記録所	2部

ラ オ ス 王 国  
王 令

1958年5月23日の王令134条の5条によつて決められた猶予期間の延長について。  
ラオス国王、BOROMA SETHA KHATYA SOURYA VONGSA PHRA MAHA  
SRI SAVONG VATTHAMA は、以下の諸項にかんがみて、下記の通り決定する。

関係諸項

1949年9月14日、1952年3月22日、1956年9月29日、1957年8月30  
日に修正された。1947年5月11日のラオス王国憲法。

立法と司法の形成についての、1949年3月8日の組織法39項。

閣議再組織についての、1952年4月2日の王令100条。

王立政府閣僚指名についての、1959年1月24日の王令36条。

とりわけその15条における計画再組織についての、1956年6月7日の王令140条。

ラオスの経済的・社会的発展計画に見合う投資を容易にするための、1958年5月23日の  
王令134号。

王国の五ヶ年計画と経済的・社会的発展計画の採択についての、1959年3月19日の王令  
107条。この件については、1959年7月3日開催の閣議にはかつた。

国民議会議長の1959年11月25日の書翰524号によつて通知された。1959年11  
月24日開催の国民議会の常設事務局の同意。

決定法令、

才1条 その同じ条項で決められた利益を受けることのできる会社を設立するために、1958年5月23日の王令134条5項によつて定められた1959年の11月1日までという2年の猶予期間を、1964年6月30日まで延期する。

才2条 大蔵大臣、国家経済大臣、計画大臣、司法大臣は、それぞれの責務において、この王令の実施に責任をもつ。

ルアンプラバンプで作製

1959年12月12日

Sr. SAVANG VATTHANA

署名

国王の意志によつて

閣議々長である首相署名

Phoui SANANIKONE

大蔵・国家経済大臣署名

Thao LEUAM

司法大臣署名

Phoui SANANIKONE

計画大臣署名

SANANIKONE

原本の通り相違ありません。

1959年12月23日、ヴィエンチャン

計画事務局長

Oukéo SOUVANAVONG

配布先:

1部

1部

1部



14部

2部

1部

1部

1部

2部

## 閣 議 決 定 法 令

閣議々長である首相は、以下の諸項にかんがみ、下記の法令を決定する。

関係諸項

ラオス王国憲法

立法と司法の形成についての、1949年3月8日の組織法39条。

ラオスの経済的・社会的発展計画に見合う投資を容易にするための、1958年5月23日の王令134条。

尙、大蔵・国家経済大臣、計画大臣による報告を参照した。

決定法令

オ1条 1958年5月23日の王令134号がねらいとしている税の免除・減殺の要求書を調査する責任をもつ委員会が、大蔵大臣のもとに創設される。

構成委員は以下の通りである。

大蔵大臣またはその代理	議長
国家経済大臣の代理	委員
計画大臣の代理	委員

オ2条 この委員会の委員は、関係大臣の決定によつて任命される。

オ3条 大蔵大臣は、適当と思われる場合、この委員会の顧問委員として他の委員をつけ加えることができる。

オ4条 この委員会は、大蔵大臣の召集によつて開かれる。

オ5条 委員会の決定は、大蔵大臣の省令によつて執行さるべきものとする。

オ6条 大蔵大臣、国家経済大臣、計画大臣は、それぞれの責務について、この法令の実行に責任をもつ。

1958年11月3日、 ヴィエンチャン

閣議々長である首相署名

Phoui SANANIKONE

大蔵・国家経済大臣署名

Thao LEUAM

計画大臣署名

Phoui SANANIKONE

## 閣 議 決 定 法 令

閣議々長である首相は、以下の諸項にかんがみ以下の法令を決定する。

関係諸項

閣議の再組織についての、1952年4月2日の王令100条。

王立政府閣僚の指名についての、1958年8月18日の王令206条。

ラオスの経済的・社会的発展計画に見合う投資を容易にするための、1958年5月23日の王令134条。

大蔵大臣のもとに、税の免除・減殺の要求書を調査するべき委員会を設立するという。1958年11月3日の閣議決定法令343条。

尚、大蔵・国家経済大臣の報告は参照した。

決定法令

オ1条 1958年5月23日の王令134条の1, 5, 6項のねらいである免税の要求書は、関係者はこの法令で決める限定条項にしたがつて書くべきである。

オ2条 王令134条のねらいである要求書は、大蔵大臣宛にするものとする。必要な証明書類を、要求するもの本社がある場所の税務署へ登録された利益についての申告書につけ加えるものとする。

つけ加えるべき必要証明事項

1) 要求するものの社名、営業内容、営業許可書の種別と番号に、会社の定款をも加えて。

2) 2年の猶予期間内にラオスの経済的・社会的発展のための投資に一定額を割当てる契約書。

3) 予想される設備、材料、施設の細目書。

4) 上記の設備、材料、施設の使用計画。

書類は、それを受け取った税務署から大蔵大臣へまわされる。

大蔵大臣はその書類を計画事務局長に送り、そこで経済的・社会的発展計画の関点から上記の設備、材料、施設が時宜に適しているかどうかの意見がつけ加えられ、さらに大蔵大臣のもとにある専門委員会へ送り返される。

才3条 前述の王令134条5, 6項にあたる免税の要求書は、大蔵大臣にあてるものとするが、さらに細目書の形で計画事務局長のもとへまわされる。

要求者は以下に証明されている厳密な記録を要求書につけ加えるものとする。

1) 要求者の名称、資格、営業内容。

2) 現にある企業の営業許可書の種別と番号。

3) 法的形態を問わず、その会社の定款。

まだ設立されていない会社については、定款には“建設途上の”といういい方をとるものとする。

4) 予想される物質的設備・施設については、できるだけ正確な細目。

5) 予想される生産物の性質と使用計画。

計画事務局長は書類を大蔵大臣にかえすものとする。その場合、王国の経済的・社会的発展計画の枠内での、投資による利益と予想される会社の創設についての意見をのべた報告書をつけ加えるものとする。

才4条 1958年5月23日の王令134条によつて予想されるそれぞれの場合にあつて、計画事務局長は必要と認められる全ての専門家を指名できる。その手当は、計画大臣が省令で決定した値段表によるものとする。この経費は、要求者の負担となるものであり、必要と思われる前納金を国庫におさめなければならない。決定いかんにかかわらず、この専門家のための手当金は、それをだした要求者にはかえさないものとする。上記の専門家が時に出張・旅行する場合の経費についても同様である。

才5条 1958年11月3日の閣議決定法令343条によつて設置された委員会の召集については、少くとも一週間前に、大蔵大臣が各委員に手紙で通知すればよい。

才6条 それぞれの件について、議長は委員の一人を報告者として指名する。

才7条 計画大臣の代理者が委員会の書記をつとめ、記録簿に委員会の開催についての議事録を書く。この議事録とその写本あるいは抜書には議長と書記が署名する。それぞれの議事録の本文

は、会議開催後一週間以内に、すべての委員に配布される。配布後一週間以内に、各委員からなんらの意見が出ない場合、この議事録は有効なものとされる。

才8条 構成委員3人の出席がなければ、委員会の審議は有効なものとならない。

才9条 1958年5月23日の、上記の王令によつてなされる、税の免除・減殺についての要求書の採否は、2週間以内に大蔵大臣によつて下記へ通知されて実行される。

通 知 先

国家経済大臣

計画大臣

大蔵省の登録局長および税務局長

才10条 計画委員、国家経済省の経済供給局長、大蔵省の印税、関税局長、税務局長は、それぞれの担務において、王国官報に挿入されるはずのこの法令の実施に責任をもつものとする。

1958年11月20日、 - ヴィエンチャン

閣議々長である首相署名

Phoui SANANIKONE

原本と相違ないことを証明する。

1958年12月3日、 ヴィエンチャン

P. 計画委員、補助委員

署名 J. VERMERSCH

## 閣 議 決 定 法 令

閣議々長たる首相は、企画大臣の提案により、1959年6月24日の閣議にはかつた上、以下の諸項に鑑み、下記法令を決定する。

### 関係諸項

- 一 閣議再組織についての王令才100条。
- 一 政府閣僚任命についての1959年1月24日付王令才36条。
- 一 国外企画及び援助組織並びに鉱山本局設立についての、1958年12月23日付閣議決定法令才422条により改定された、1958年9月14日付閣議決定条令才253条。
- 一 経済的、社会的発展計画案を制定する1959年3月19日付王令才107条。

### 決定法令

- 才 1 条 工業資材輸入許可申請審査を扱う工業委員会を設立する、1957年2月19日付企画案才10条を廃棄されたものとする。
- 才 2 条 企画委員長のもとに鉱工業委員会を設置するものとする。
- 才 3 条 同委員会は下記の権限を有するものとする。
- 一 技術的、経済的見地より、産業振興及び各種鉱山権に関するすべての申請に対し、勧告を表明すること。
  - 一 王国の経済的、社会的発展計画案の範囲内に於て、工鉱業関係事業に対し、許可し得る利点及び課すべき義務を検討すること。
  - 一 上記事業組織の法的形体を検討し、国家の介入を要する組織に因する場合は、国家規約、公益事業臨時払下げについての明細書及び国家の利害に関連するあらゆる文書の処理を準備すること。
  - 一 経済的、社会的発展計画案に従つて創設され、それに伴う特点を利用する企業の振興及び進捗状況に関して、監督、監視を組織立てること。
  - 一 企画委員長を通じ、同委員会に提出される、経済的、社会的発展計画案の範囲内の、技術、経済部門の調査研究を一手に行うこと。
  - 一 すべての採決案は、その臨時公布のあとさきに拘らず、政府の承認を得べく提出すること。
- 才 4 条 同委員会は、提出された問題のすべてにつき、正当な理由を付した勧告を作成して企画委員長に交付し、その際臨機応変に、企画省、又若し必要があれば、閣議に提出すべき関係法令案を付するものとする。

上記勅告は、出席委員の絶対多数を以て同委員会により採決されて居るものとする。

才 5 条 委員会構成員は下記の通りとする。

企画委員長	会長
国家経済大臣代理	会員
鉦山局長又は代理	会員
建設局長	会員
都市計画局長	会員
商工局長	会員
農耕、牧畜、林野局長	会員

当該局管轄産物使用産葉に関する場合。

関係土地集団管理局長	会員
(Khouèng 又は市)	
国立商業会議所代長	会員
企画委員指名の、政府各局又は局外諸問題検閲を職務とする 1 又は数名の技術者。	会員

才 6 条 委員会は、会長の召集により開会するものとする。( 議事日程は召集令に添付される。 ) 会員のうち最低 5 人が出席の場合は、委員会の決議は有効なるものとする。

才 7 条 企画、大蔵、国家経済、建設の各大臣は、各所轄省に於て、当法令実施の責あるものとする。

1959年7月31日 ヴイエンチアン

首相

企画大臣

署名：Phoui SANANIKONE

送付先：

一閣議議長	1
一王國全大臣全局	14
一J. O. R. L.	2
一情報局	1
一民間航空局長	2

一軍事航空局長	2
一建設局長	1
一都市計画局長	1
一気象局長	1
一	3
一商工業局長	1
一農耕局長	1
一水産林野局長	1
一牧畜局長	1
一全Chaokhouèngs	1 2
一国立商業会議所	1
一文書及び記録	2

省号才733号

原本に相違ないことを証明する。

1959年7月8日、ヴィエンチアン

企画委員補佐

署名； J. VERMEERSCH.

1944

1944